

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

資 産 名		ページ
1	「古都鎌倉の寺院・神社ほか」	P. 1～P. 9
2	「彦根城」	P. 11～P. 18
3	「富岡製糸場と絹産業遺産群」	P. 19～P. 26
4	「富士山」	P. 27～P. 37
5	「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」	P. 39～P. 46
6	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」	P. 47～P. 56
7	「平泉の文化遺産」	(別途説明)
8	「国立西洋美術館(本館)」	※平成20年1月に推薦書を提出済み

※「資産名」は暫定一覧表記載のものです。

各地の準備状況により、『準備状況報告書』記載の資産名が上記と異なる場合があります。

※昨年12月に新たに世界遺産暫定一覧表に記載を決定した「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」「九州・山口の近代化産業遺産群」「宗像・沖ノ島と関連遺産群」は除きます。

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

「武家の古都・鎌倉の文化財」

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

神奈川県 横浜市金沢区・鎌倉市・逗子市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物 遺跡 ※文化的景観の適用なし

(構成資産別は、別紙1『「武家の古都・鎌倉の文化財」推薦資産の目録』のとおり)

4. 資産の概要

鎌倉は、日本の武家文化の成立と発展、及びそれを支えた最初の武家政権の様相を伝える唯一の存在であり、これらを示す社寺を始めとする数多くの遺跡及び記念工作物が、造営当時からの都市の基本構造が保持された環境の中で、現在まで良好に遺存している。

(1) 武家文化の成立と発展－武家文化の特徴－

- 鎌倉は、日本文化の源流としてその形成に多大な影響を与え、現代日本の社会・文化の基盤の一つとなった武家文化が成立し発展した地である。
- 鎌倉で成立した武家文化は、宗教・思想、伝統・規範、学問・教養、芸術などの幅広い分野において独自の発展を遂げた。
- 京都を始め全国に広がり、その後約 700 年にわたって続く武家文化の礎を築くとともに、現在の日本の文化にまで深く浸透し、大きな影響をあたえている。
- 特に、中国伝来の禅宗から、武家文化によって独自の発展を遂げた日本的な「禅」は、日本人の思想、信条、精神の基層となり、現在我が国を代表する文化として広く世界に知られている。

(2) 武家文化の成立と発展を支えた武家政権と都市鎌倉① 最初の武家政権の成立

- 武家は神道や仏教を厚く保護し、積極的に社寺を造営して政権の護持をはかるとともに、これらの社寺において学問・教養を高めていき、政治的成長を遂げた。
- 武家は、武家法の制定に象徴される政治的自立を果たし、政治機構や官僚制を整え、約 150 年にわたって日本で最初の武家政権を存続させた。
- 鎌倉の武家政権はその後約 540 年に及ぶ日本の武家支配の端緒となった。

② 政権都市の機能整備

- 武家政権の置かれた鎌倉では、政権所在地として機能整備が進められた。
- 要害性の高い特徴的な地形を活かした、独自の構造を示す武家政権都市が発展を遂げた。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

- 平成 19 年 7 月 27 日に、県・関係 3 市の首長・教育長からなる「神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進会議」を開催し、4 県市が協力連携して「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録を目指す旨、協定を締結。
- 同日、「神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会」（会長：鎌倉市副市長 副会長：県教育委員会教育局長）を設置し、推薦書原案の作成を中心とする具体的な推進事業に着手。
- 平成 19 年 9 月 21 日に、推薦書原案作成に係る検討組織として、学識者 10 名からなる「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書原案作成委員会及び起草委員会を設置。
 - 平成 20 年 12 月までに作成委員会を 4 回、起草委員会を 7 回開催し、国際専門家会議等に諮るための一定のとりまとめを行った。
- ◎ 平成 21 年 1 月 29 日から 2 月 1 日まで、湘南国際村にて『「武家の古都・鎌倉」の顕著な普遍的価値に関する国際シンポジウム』を開催予定。

6. 推薦に向けた課題

国際専門家会議の開催等により「武家の古都・鎌倉の文化財」の国際的評価を高めるため、次の点について着実に推薦・登録のステップを進める。

- 「武家の古都・鎌倉の文化財」の顕著な普遍的価値の証明に関して、十分にその熟度・練度を高め、イコモスの事前審査や世界遺産委員会での審査において、登録の評価が得られるレベルの推薦書原案を作成する。
- 推薦資産の保存管理の万全を期するため、4 県市推進委員会として包括的保存管理計画を策定し、それに基づく実施計画であるアクションプランを推薦にあわせて策定する。

7. 基準の適用

a 基準（ii）への適合性

- 12 世紀末から 13 世紀における中国・東アジア情勢の中で、鎌倉を根拠地として武士をまとめて政権を築いた武家は、武士を中心とした文化を築くなか、京都における貴族文化を積極的に取り入れ、さらに中国からもたらされた禅宗を中核とする文化を融合させて、独自の精神性や宗教観に基づいた武家文化を創出し発展させた。
- 鎌倉において成立・発展した武家文化は、京都における貴族文化などとの交流や、中国宋元文化の影響が色濃く認められるとともに、後代の京都における禅宗様建築及び禅宗庭園の傑作群創出の端緒をなすという決定的な影響を与えている。

b 基準（iii）への適合性

- 武家は神道や仏教を厚く保護し、鎌倉に積極的に社寺を造営し、政権の護持をはかった。
 - 武家が建立した社寺及び武家館は、武家文化が成立し発展した場
 - 武家文化の特徴を示す有形・無形の諸要素を継承してきた場

- 学問・教養を高め、政治的な成長を遂げた武家は、武家法の制定に象徴される政治的な自立を果たし、政治機構や官僚制を整え、約 150 年にわたって日本で最初の武家政権を存続させた。
 - 武家政権の置かれた鎌倉では、政権所在地としての機能整備が進められ、要害性の高い特徴的な地形を活かした、独自の構造を示す最初の武家政権都市が発展を遂げた。
 - 都市鎌倉の造営当初からの基本構造は現在も引き継がれており、全体景観として山稜を背景とする形は変わりなく保持されている。
 - 鎌倉の社寺、寺院跡、武家館跡、交通遺跡は、武家文化の成立と発展及びそれを支えた最初の武家政権及びその首都の様相を示す物証である。
- c 基準（iv）への適合性**
- 構成資産に含まれる神社・寺院に伝えられる鎌倉の武家文化の特徴を示す絵画・彫刻、建築(禅宗様建築様式)・庭園(禅宗庭園)等は、後続する京都等における文化的発展を促した見本となり、現在まで継続する日本文化の形成過程における重要な一段階を示している。
 - 「武家の古都・鎌倉の文化財」を構成する資産群は、武家政権のもとで武家文化が成立し発展した歴史上の重要な段階を物語る顕著な見本である。
- d 基準（vi）への適合性**
- 鎌倉で成立した武家文化は、宗教・思想、伝統・規範、学問・教養、芸術など幅広い分野で独自の発展を遂げ、後続する日本文化の源流となっている。
 - 武家が創出し発展させた武家の文化は、現代の日本文化に確実に継承されるとともに、現代日本の文化に深く浸透し、大きな影響を与えている。

8. 真実性／完全性の証明

- a 「武家の古都・鎌倉の文化財」の資産としての完全性**
- 「武家の古都・鎌倉の文化財」は、顕著な普遍的価値を示す資産が余すことなく含まれている。
 - 遺跡や記念工作物からなる個々の構成資産も、顕著な普遍的価値に関連する建造物、やぐら他の遺構、地割及び旧地形等の要素がすべて含まれ、構成資産としての完全性は確実に保持されている。
- b 「武家の古都・鎌倉の文化財」の資産としての真実性**
- 資産は、文献資料や考古学的調査により、成り立ちや伽藍配置などを知ることができ、また、考古学的遺跡として良好な状態で残されている。
 - 創建当初の建築物は土や木を材料としてきたことから既に失われているが、建造物や庭園の痕跡は地下に原位置を保ったまま良好な状態で残されている。
- c 「遺跡」としての評価が可能な構成資産の真実性**
- 「武家の古都・鎌倉の文化財」の構成資産は、武家文化の成立と発展を示す資産及びそれを支えた武家政権と都市鎌倉を示す資産の性格を有する。これらの資産は、社寺及び社寺跡、庭園、武家館跡及び交通関連遺跡からなる遺跡により構成され、その真実性は以下のとおり証明される。

- 社寺の多くは、文献や古絵図などにより成り立ちや伽藍配置などの概略と変遷を知ることができ、考古学的調査の蓄積により裏付けがなされている。
- 禅宗庭園は古絵図や漢詩に表現されており、当初の姿やその後の変遷は、遺跡として保持されていることが、考古学的調査によって確認されている。
- 武家政権の中心で執権を務めた北条氏の館跡である北条氏常盤亭跡や浄光明寺は、文献資料と学術的調査によって概要が明らかにされている。
- 武家政権が13世紀後半に政権都市の機能整備の一環として、切通や和賀江嶋などの交通施設の整備を行ったことが「吾妻鏡」に示されている。

d 「記念工作物」としての評価が可能な構成資産の真実性

「武家の古都・鎌倉の文化財」の構成資産は、武家文化の成立と発展を示す資産及び武家文化の成立と発展を支えた武家政権と都市鎌倉を示す資産の性格を有する。この性格を示す記念工作物は、大仏、建築物、石造物であり、その真実性は以下のとおり証明される。

- 鎌倉大仏は、「吾妻鏡」により13世紀中頃に鑄造されたことが明らかであり、13世紀後半から14世紀における東アジア有数の鑄造仏で、精巧な鑄造技法が用いられている。
- 鶴岡八幡宮、建長寺、円覚寺に存在する建築物は、鎌倉時代以降も歴代の武家政権が各時代の伝承された最高級の技術により、修造等を行っていることが数々の文献から明らかになっている。
- 建長寺大覚禅師塔、覚園寺開山塔及び大燈塔、極楽寺忍性塔及び五輪塔は、13世紀後半から14世紀前半の石塔の代表的な様式を示す資産であり、保存状態も良好である。

9. 類似資産との比較研究

a 比較項目の特定

【鎌倉の顕著な普遍的価値】

- 武家文化の成立と発展を示すこと
- 武家文化が成立と発展を支えた武家政権都市であったこと

【比較項目】

- 武家文化を示すこと
- 武家文化の成立と発展の場であったこと
- 独立した一国の首都であったこと
- 武家による政権都市であったこと
- 成立時期及び存続期間
- 各遺産における構成資産の位置付け

b 同種遺産の特定

(a) 国外における同種遺産

《世界遺産一覧表既登録の同種遺産 10件》

- ①古代都市ポロンナルワ(スリランカ・登録1982年(以下同じ))
- ②古代都市シーギリヤ(スリランカ・1982)
- ③故宮(中国・1987)

- ④古都アユタヤと周辺歴史地区(タイ・1991)
- ⑤古都スコタイと周辺歴史地区(タイ・1991)
- ⑥アンコール(カンボジア・1992)
- ⑦ラサのポタラ宮歴史地区(中国・1994)
- ⑧ルアン・プラバン(ラオス・1995)
- ⑨昌徳宮(韓国・1997)
- ⑩慶州の歴史地区(韓国・2000)

《暫定リスト登載の同種資産 3件》

- ①元・上都の歴史的遺産(中国)
- ②漢代・長安の遺跡群(中国)
- ③開城の歴史的遺産(北朝鮮)

(b) 日本の国内における同種遺産

《世界遺産一覧表既登録の同種遺産 3件》

- ①古都京都の文化財(1994)
- ②古都奈良の文化財(1998)
- ③琉球王国のグスク及び関連資産群(2000)

《暫定リスト登載の同種資産 2件》

- ①平泉
- ②飛鳥・藤原ー古代日本の宮都と遺跡群ー

《世界遺産一覧表等に記載されていない同種資産 1件》

- ①江戸(東京)

c 比較研究の結果について

- 国外の遺産には、日本において独自に発展した禅宗寺院や、武家の信仰を示す神社などに代表される、日本固有の文化である武家文化の成立と発展や武家の精神文化を示す資産は存在しない。
- 鎌倉は、京都、奈良、琉球、平泉、飛鳥・藤原など国内における同種遺産との比較においても、構成資産の性質・時代の観点から独自の価値を持つことが明らかである。
- 武家文化の成立は世界史上鎌倉幕府が始まりであり、国内にも武家文化発祥地としての鎌倉と比較できる遺産はない。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

11. 緩衝地帯(バッファ・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容



※ 構成資産名称等は別紙1『武家の古都・鎌倉の文化財 資産の目録』のとおり

適用法制度

古都保存法 歴史的風土保存地区 歴史的風土特別保存地区

県・市風致地区条例 風致地区

景観法 景観地区

都市計画法 高度地区 第1種低層住居専用地域

海岸法 海岸保全区域

12. 保存管理計画の策定状況

別紙2『保存管理計画策定等の準備・進捗状況』のとおり

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

別紙3『「武家の古都・鎌倉の文化財」の世界遺産登録全体スケジュール(案)』のとおり。

※ 地元4県市としては、できる限り早期の登録を目指して準備を進めており、遅くとも平成22年度推薦、平成24年度登録を目指したい。

「武家の古都・鎌倉の文化財」 推薦資産の目録 [19件(24史跡、3名勝、17建造物等)]

名 称		世界遺産条約上の種別	文化財保護法による指定		建立時代	概 要
			種 別	指定年月日		
1. 鶴岡八幡宮		遺 跡	史 跡	1967(昭和42)年 4月24日 追加 2005(平成17)年 8月29日	1180(治承4)年	武家政権の守護神として建てられた神社。 鎌倉時代以降も歴代の武家政権の崇敬を受けた。
	1－(1) 摂社若宮	記念工作物	重要文化財建造物	1996(平成 8)年 7月 9日	1180(治承4)年 1624(寛永元)年	鶴岡八幡宮の中心施設。現在の社殿は江戸幕府によって造られたもの。
	1－(2) 上宮	記念工作物	重要文化財建造物	1996(平成 8)年 7月 9日	1180(治承4)年 1828(文政11)年	鶴岡八幡宮の中心施設。現在の社殿は江戸幕府によって造られたもの。
	1－(3) 末社丸山稻荷社	記念工作物	重要文化財建造物	1967(昭和42)年 6月15日	1180(治承4)年 1500(明応9)年	室町時代の建造物で、当時、関東を治めていた武家政権によって造られたもの。
	1－(4) 若宮大路	遺 跡	史 跡	1935(昭和10)年 6月 7日 追加 2006(平成18)年 1月26日	1182(寿永元)年	鶴岡八幡宮の参道。
	1－(5) 大鳥居	記念工作物	重要文化財建造物	1904(明治37)年 8月29日	12世紀末 1668(寛文8)年	若宮大路の先端に立つ施設。現在のものは江戸幕府によって造られたもの。
2. 荏柄天神社		遺 跡	史 跡	2005(平成17)年 7月14日	1104(長治元)年	鶴岡八幡宮と並ぶ武家の守護神とされ、また、誓約と詩歌の神として、歴代の武家政権に非常に崇敬された。
	2－(1) 本殿	記念工作物	重要文化財建造物	2005(平成17)年 7月22日	1316(正和5)年	鶴岡八幡宮の修理の度ごとに、その資材で補修されてきたという来歴を持ち、荏柄社と八幡宮との位置付けを示す。現在の建物は鎌倉時代末のもの。
3. 寿福寺		遺 跡	史 跡	1966(昭和41)年 3月22日	1200(正治2)年	源頼朝の父親の屋敷跡に建てられた寺院で、鎌倉と武家政権成立との関わりを示す。鎌倉で最初の禅宗寺院
4. 建長寺		遺 跡	史 跡	1966(昭和41)年 9月12日 追加 2007(平成19)年 7月26日	1249(建長元)年	日本で初めての禅宗専門道場。門、仏殿、法堂が縦に並ぶ禅宗様伽藍の発祥地。
	4－(1) 建長寺庭園	遺 跡	史跡・名勝	1932(昭和 7)年 7月23日	1253(建長5)年には造営	谷戸を開発する鎌倉の特性により池が方丈の裏に造られた、日本庭園の源流となる庭園。
	4－(2) 山門	記念工作物	重要文化財建造物	2005(平成17)年 7月22日	1281(弘安4年)には存在 1776(安永6)年	建長寺の象徴としての役割を持つ大規模木造建造物。 現在の山門は江戸時代に造られ、当時の鎌倉の建築技術を示している。
	4－(3) 仏殿	記念工作物	重要文化財建造物	1922(大正11)年 4月13日	1253(建長5)年 1628(寛永5)年	建長寺の中心伽藍の一つ。 現在の建物は徳川幕府將軍関係者の廟所の建物を、江戸時代に移築したもの。
	4－(4) 法堂	記念工作物	重要文化財建造物	2005(平成17)年 7月22日	1275(健治元)年 1825(文政8)年	建長寺の中心伽藍の一つ。現在の建物は徳川幕府將軍関係者の廟所の建物を、江戸時代に移築したもの。
	4－(5) 唐門	記念工作物	重要文化財建造物	1922(大正11)年 4月13日	不明 1626(寛永3)年	建長寺方丈の正式な門として、極めて重要視された施設である。現在の建物は徳川幕府將軍関係者の廟所の建物を、江戸時代に移築したもの。
	4－(6) 昭堂	記念工作物	重要文化財建造物	1922(大正11)年 4月13日	1279(弘安2)年頃 1634(寛永11)年頃	建長寺の開山である蘭溪道隆を祀る施設。
	4－(7) 大覚禪師塔	記念工作物	重要文化財建造物	1934(昭和 9)年 1月30日	鎌倉後期	建長寺開山である蘭溪道隆の墓塔として、中世前期に造られたもの。
5. 円覚寺		遺 跡	史 跡	1967(昭和42)年 4月24日	1282(弘安5)年	元寇の敵味方の戦死者を供養するために造られた寺院。
	5－(1) 円覚寺庭園	遺 跡	史跡・名勝	1932(昭和 7)年 7月23日	1282(弘安5)年以降	鎌倉時代の禅宗庭園を代表する庭園。
	5－(2) 円覚寺舍利殿	記念工作物	国 宝	1899(明治32)年 4月 5日 1951(昭和26)年 6月 9日	15世紀	15世紀に作られ、中世の禅宗建築を代表する建物。
6. 瑞泉寺		遺 跡	史 跡	1972(昭和47)年11月 8日 追加 2007(平成19)年 8月31日	1327(嘉暦2)年	夢窓疎石によって造られた禅宗寺院。
	6－(1) 瑞泉寺庭園	遺 跡	名 勝	1972(昭和47)年11月 8日	14世紀	鎌倉の地形を利用し、丘陵を削って造られた、鎌倉時代を代表する禅宗庭園。 発掘によって往時の姿に復元された。
7. 鎌倉大仏		記念工作物	国 宝	2004(平成16)年 2月27日	13世紀	武家政権と民衆が東国の平和を祈念して作った巨大な金銅仏。当時の高度な金属鑄造技術を今に伝える。
	7－(1) 鎌倉大仏殿跡	遺 跡	史 跡	1897(明治30)年12月28日 1958(昭和33)年 2月 8日	13世紀	かつて鎌倉大仏を覆っていた大仏殿の跡。発掘調査で規模が確認されている。
8. 覚園寺		遺 跡	史 跡	1967(昭和42)年 6月22日	1296(永仁4)年	北条氏によって造られた寺院で、谷全体を境内とした中世の鎌倉の寺院のあり方を、現在まで良好に伝える。
	8－(1) 覚園寺開山塔	記念工作物	重要文化財建造物	1934(昭和 9)年 1月30日	1332(正慶元)年	覚園寺開山の遺骨を安置した大型の宝篋印塔。 鎌倉における中世前期の宝篋印塔の代表例。
	8－(2) 覚園寺大燈塔	記念工作物	重要文化財建造物	1934(昭和 9)年 1月30日	1332(正慶元)年	覚園寺三代目住持を弔うための宝篋印塔。 同寺の開山塔と共に、鎌倉における中世前期の宝篋印塔の代表例。
9. 浄光明寺		遺 跡	史 跡	1927(昭和 2)年 4月 8日 追加 2007(平成19)年 2月 6日	1251(建長3)年	北条氏によって造られた寺院で、谷全体を境内とした中世の鎌倉の寺院のあり方を、現在まで良好に伝える。敷地内に武家の館跡が含まれる。
10. 極楽寺		遺 跡	史 跡	1927(昭和 2)年 4月 8日 追加 2008(平成20)年 7月28日	13世紀	北条氏によって造られた寺院で、鎌倉の西口に位置する。鎌倉における律宗の一代拠点であると共に、和賀江嶋の管理や福祉活動を行った。
	10－(1) 極楽寺忍性塔	記念工作物	重要文化財建造物	1934(昭和 9)年 1月30日	14世紀初頭	鎌倉時代の年号が刻まれている五輪塔。 そのため五輪塔の歴史を知る上での好例となっている。
	10－(2) 極楽寺五輪塔	記念工作物	重要文化財建造物	1953(昭和28)年 8月29日	14世紀初頭	忍性の遺骨を納めた大型の石造五輪塔。 中世前期の彫刻技術の高さを伝え、この当時の五輪塔の代表例でもある。
11. 永福寺跡		遺 跡	史 跡	1966(昭和41)年 6月14日	1189(文治5)年	奥州合戦の敵味方の戦死者を弔うため、源頼朝によって造られた寺院。 発掘調査によってその全容が明らかになっている。
12. 法華堂跡		遺 跡	史 跡	1927(昭和 2)年 4月 8日 追加 1927(昭和 2)年 6月14日 追加 2000(平成12)年 1月31日 追加 2006(平成18)年 7月28日	12世紀末	武家政権の創始者である源頼朝と、武家政権確立の功労者であった北条義時の墓所跡。
13. 東勝寺跡		遺 跡	史 跡	1998(平成10)年 7月31日	13世紀前半	北条氏によって造られた寺院。1333年の鎌倉攻めで北条一族が立て籠もって自害し、鎌倉幕府滅亡の地となった。発掘調査により建物跡が確認された。
14. 仏法寺跡		遺 跡	史 跡	2006(平成18)年 7月28日	13世紀後半	和賀江嶋と、鎌倉の西口の交通路を支配した寺院跡。鎌倉幕府滅亡時には激戦地となった。
15. 北条氏常盤亭跡		遺 跡	史 跡	1978(昭和53)年12月19日	13世紀	北条一族の別邸の跡。丘陵を造成して建物敷地を確保するという、鎌倉に特有の土地利用形態を今に伝える。
16. 和賀江嶋		遺 跡	史 跡	1968(昭和43)年10月14日 追加 2006(平成18)年 1月26日	1232(貞永元)年	都市鎌倉の港として鎌倉時代に造られ、海上交通の拠点になった。 現存する、我が国最古の築港遺跡。
17. 切 通	17－(1) 朝夷奈切通	遺 跡	史 跡	1969(昭和44)年 6月 5日 追加 2003(平成15)年 8月27日 追加 2007(平成19)年 7月26日 追加 2008(平成20)年 7月28日	不明	鎌倉とその外港である六浦を結んだ道路。丘陵部を開削した跡が良好に残る。
	17－(2) 名越切通	遺 跡	史 跡	1966(昭和41)年 4月11日 追加 1983(昭和58)年11月26日 追加 2009(平成21)年 1月 予定	不明	鎌倉と三浦半島を結んだ道路跡。付近にはやぐら群が良好に残る。
	17－(3) 亀ヶ谷坂	遺 跡	史 跡	1969(昭和44)年 6月 5日	不明	鎌倉と山ノ内を結んだ道路跡。現在でも生活道路として使われている。
	17－(4) 仮粧坂	遺 跡	史 跡	1969(昭和44)年11月29日 追加 2007(平成19)年 7月26日	不明	鎌倉と武蔵方面を結んだ道路跡。当時は付近に市が立ったことが知られる。
	17－(5) 大仏切通	遺 跡	史 跡	1977(昭和52)年 8月10日	不明	鎌倉と藤沢方面を結ぶ道路跡。往時の姿を比較的良好に留める。
18. 一升樹遺跡		遺 跡	史 跡	2007(平成19)年 2月 6日	不明	丘陵上に設けられた、幹線道路を監視するための施設。
19. 称名寺		遺 跡	史 跡	1922(大正11)年 4月 8日 追加 1972(昭和47)年 1月31日	13世紀	鎌倉の外港である六浦に拠点をおいた北条氏が造った寺院。発掘調査に基づき、庭園が復元された。中世の文書・典籍を数多く所蔵する金沢文庫は、中世の武家文化を伝える。

保存管理計画策定等の準備・進捗状況

(平成20年12月現在)

番号	候補遺産名	市区分	準備課題				
			史跡指定	史跡整備	保存管理計画	保存活用計画	管理団体指定
1	鶴岡八幡宮	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
2	若宮大路	鎌倉市	◎	—	◎	◎	◎
3	荏柄天神社	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
4	寿福寺	鎌倉市	◎	—	◎	—	社寺
5	建長寺	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
6	円覚寺	鎌倉市	◎	—	○	◎	社寺
7	瑞泉寺	鎌倉市	◎	—	◎	—	社寺
8	鎌倉大仏	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
9	覚園寺	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
10	浄光明寺	鎌倉市	◎	—	◎	—	社寺
11	極楽寺	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
12	称名寺	横浜市	◎	○	◎	—	◎
13	永福寺跡	鎌倉市	◎	○	◎	—	○
14	法華堂跡	鎌倉市	◎	—	◎	—	◎
15	東勝寺跡	鎌倉市	◎	—	◎	—	○
16	仏法寺跡	鎌倉市	◎	○	◎	—	◎
17	北条氏常盤亭跡	鎌倉市	◎	○	◎	—	○
18	和賀江嶋	鎌倉市	◎	—	◎	—	○
		逗子市	◎	—	◎	—	○
19	朝夷奈切通	鎌倉市	◎	○	◎	—	○
		横浜市	◎	△	◎	—	○
20	名越切通	鎌倉市	◎	○	◎	—	○
		逗子市	◎	○	◎	—	○
21	亀ヶ谷坂	鎌倉市	◎	△	◎	—	○
22	仮粧坂	鎌倉市	◎	○	◎	—	○
23	大仏切通	鎌倉市	◎	○	◎	—	◎
24	一升櫛	鎌倉市	◎	○	◎	—	◎
計 24件 (市域別件数 27件)			終了 26件	終了 0件	策定済 26件	策定済 8件	終了6件(社寺10件)
				着手 10件	策定中 1件	策定中 0件	着手 11件
			未了 1件	予定 2件	—	—	—

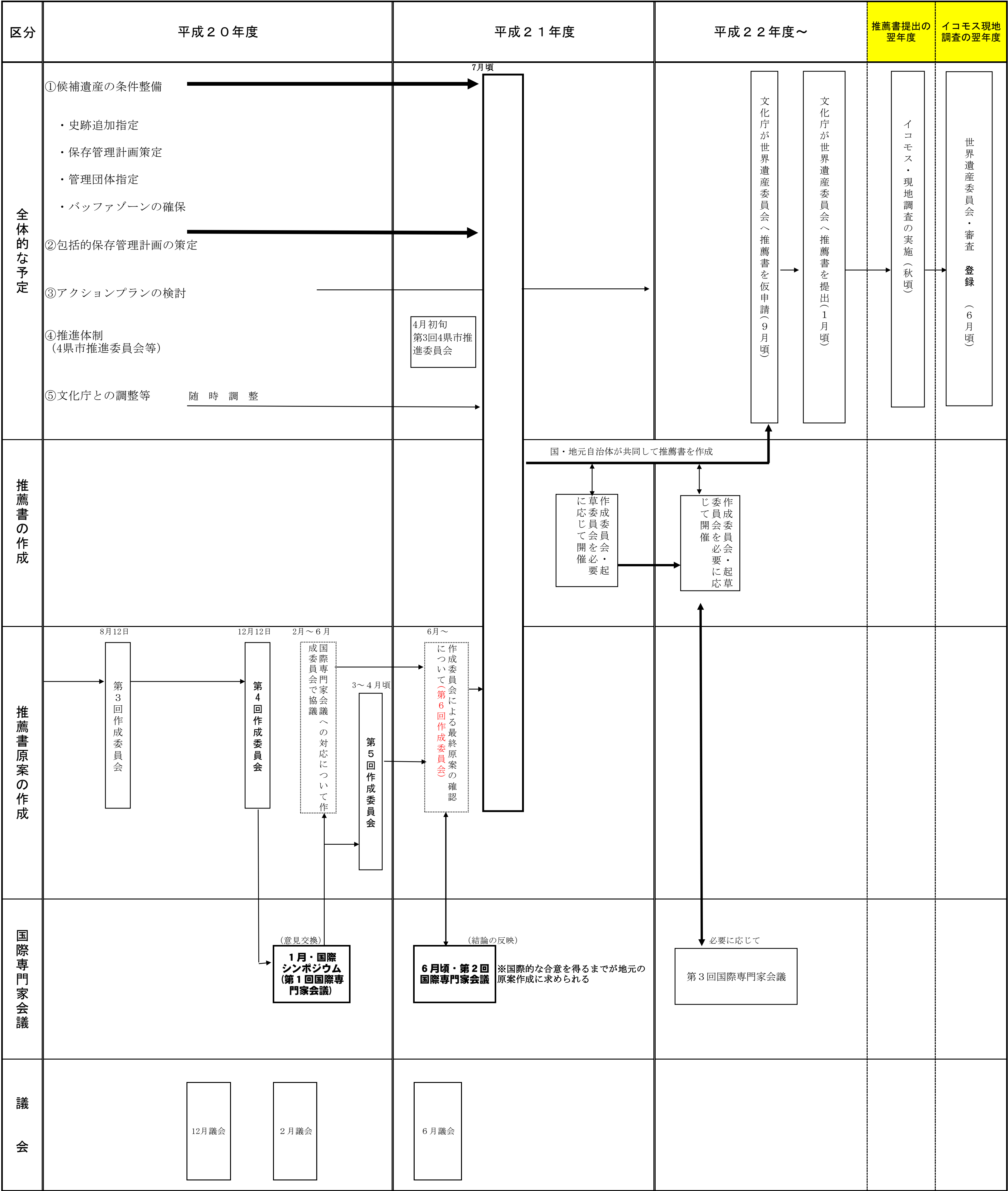
凡例

	史跡指定	史跡整備	保存管理計画	保存活用計画	管理団体
終了	◎	—	◎	◎	◎
着手	○(申請済・準備中)	○	○(策定中)	○	○(申請準備中)
予定	—	△	—	—	—

※ 管理団体指定における「社寺」は、管理団体指定は受けないことで、文化庁と調整済み。

※ 史跡指定については、小規模な追加指定を残してほぼ終了しており、準備が整い次第追加指定の手続きを行う予定。

「武家の古都・鎌倉の文化財」の世界遺産登録全体スケジュール(案)



世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

彦根城と城下町

大名文化の華ひらく近世城郭都市

1. 資産名称

彦根城

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

滋賀県彦根市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡、文化的景観(適用未定)

4. 資産の概要

彦根城の東方約 2km には、中世以来の長い歴史を刻んできた佐和山城が存在する。彦根城は、この佐和山城を破城し、慶長 9 年(1604)から約 20 年の歳月を費やして幕府主導で築かれた近世城郭を代表する名城である。

彦根城の山頂には 3 階 3 重の天守がそびえ、その前後には鐘の丸・太鼓丸・西の丸が広がり、各種の櫓が天守を守備するように構築されている。また、太鼓丸と西の丸の端には大堀切があり、山の斜面には希有な構築物である登り石垣が築かれており、それらが櫓や門・石垣などとも巧妙に連結して高度に発達した軍事的防御施設を形成している。こうした城本来の防御施設とともに、山下には藩庁の機能をもった上屋敷(表御殿)や機能の異なる 2 つの下屋敷(玄宮楽々園・松原下屋敷)など城主の居館施設が良好な形で現存・復元されている。彦根城は、防御にさまざまな工夫を凝らした城郭構造や城郭建造物とともに、書院をはじめ能舞台や茶室・庭園などで構成される御殿建築が良好な姿をとどめており、彦根藩主井伊家に伝来した豊かな美術工芸品や歴史資料などとともに、江戸時代の大名文化を明瞭な形で追認することができる。

一方、彦根の城下町は、湿地を埋め立て、河川を付け替えるなどの大規模な土木工事を実施して新しく造られた計画都市である。城下には 3 重の堀が巡り、堀によって 4 つに区画された城下町の町割りが今日でも良好に残っている。町割りは、武士・町人などの階層や寺院、あるいは魚屋・桶屋・職人などの職種による分化配置が見られ、処々に階層や職種によって異なる特有の建造物が今も遺存している。

城下を巡る 3 重の堀は、いずれも松原内湖を通じて琵琶湖につながっており、東の松原内湖と北の琵琶湖に囲まれた水城として、琵琶湖と軍事的に緊密な関係にあった。同時に、琵琶湖は人や物資の輸送手段として水主町や彦根三湊・船町を発達させ、水産品を城下にもたらした。また、陸路は中山道高宮宿と鳥居本宿から城下へ向かう彦根道が伸びており、朝鮮通信使が往来した朝鮮人街道なども彦根の城下町を経由した。そのため、城下には宿駅

の機能を持った伝馬町も設けられていた。

彦根城とその城下町は、日本の長い城郭発達史の最盛期に造られた城郭都市であるとともに、その後の幕藩体制 250 年余の平和な時代を維持した日本の近世を代表する完成された城郭都市である。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

彦根市では、平成 19 年度から、彦根城の世界遺産登録を推進する体制を市長部局(企画振興部)に整備して、文化財保護行政を担当している教育委員会および景観行政を担当している都市建設部等との緊密な連携の下に世界遺産登録の取組を積極的に推進している。

企画振興部では、平成 19 年度に、彦根城や世界遺産に造詣が深い有識者等で構成する「彦根城の世界遺産登録を推進する方策を考える懇話会」を設置し、姫路城との比較研究を通して彦根城の顕著な普遍的価値の証明に努めた。今年度も引き続き、彦根城の価値証明に取り組んでいる。

今年 6 月には、彦根城に関する情報の集約に合わせて開設したホームページ「彦根城」に、彦根城の世界遺産登録の取組を掲載し周知に努めている。

また、長野県松本市および愛知県犬山市と、(仮称)国宝四城近世城郭群研究会担当者会議を開催して、国内の類似遺産である姫路城・松本城・犬山城との比較研究など、彦根城の世界遺産登録に向けた研究を幅広く進めている。

こうした取組を推進するため、企画振興部に、平成 19 年度、世界遺産登録推進担当職員(専任職員、併任職員合わせて 3 人)を配置し、平成 20 年度には彦根城世界遺産登録推進室(専任職員、兼務・併任職員合わせて 8 人)を設置した。

教育委員会文化財課では、構成資産に位置づけている彦根藩主井伊家墓所(清凉寺)および旧中山道鳥居本宿の赤玉神社丸本舗の文化財指定に向けた調査を行い、平成 19 年度、彦根藩主井伊家墓所が国の指定を受け、赤玉神社丸本舗を市指定文化財に指定した。佐和山城跡については、平成 22 年度の国指定に向けて平成 16 年度から継続的に測量調査等を実施している。

また、特別史跡彦根城跡の各種調査や保存整備に計画的に取り組んでいるとともに、名勝松原下屋敷(お浜御殿)庭園の公有地化にも積極的に取り組んでいる。

この他、城下町の建造物調査にも取り組んでおり、今年度購入した辻番所付き足軽組屋敷を含めた 2 棟の足軽組屋敷の市指定に向けた取組を進めている。

啓発事業では、平成 19 年度、「国宝・彦根城築城 400 年祭」において、重要文化財の太鼓門櫓で特別展「彦根城を世界遺産に」を開催し、彦根城の成り立ちや特徴などをパネルや解説シートで紹介し、彦根城の世界遺産登録に向けた取組の周知に努めた。平成 20 年度は、これらを整理して彦根城ガイドブックを作成した。また、各種歴史文化講座等を通して、彦根城の世界遺産

登録の取組の周知と理解に努めている。

彦根城博物館では、彦根藩主井伊家に伝来した文化財を中心に江戸時代の大名文化に関する展示を行うとともに、彦根藩資料の収集および研究にも取り組んでいる。

教育委員会では、こうした取組を推進するため、平成 19 年度に文化財担当参事(部長級)を配するとともに、埋蔵文化財の専門職員を 2 名増員(採用)して考古学の分野の体制を強化した。平成 20 年度には、彦根城の保存整備と維持管理の一元化を図るため、その管理を産業部から教育委員会に移管したことに伴い、事務局に、文化財課(彦根城管理事務所を含む)・彦根城博物館・市史編さん室を管轄する文化財部を新たに設置した。

都市建設部では、彦根城の世界遺産登録に向けて、平成 19 年度に策定した「彦根市景観計画」において、旧彦根藩城下町の約 400haを「城下町景観形成地域」を指定して、歴史景観と調和した良好な景観の形成に努めている。平成 20 年度には、景観計画に基づき、第1次景観重要建造物指定候補台帳に藩政時代の建造物 78 件を掲載するとともに、彦根城中堀沿いの「いろは松」を彦根市景観重要樹木の第1号に指定するなど、景観重要建造物や景観重要樹木の保存にも着手した。

景観計画に掲げた取組とともに、彦根城や城下町をはじめとする彦根の良好な環境を維持・向上させ後世に継承していくため、今年度成立した「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、「彦根市歴史的風致維持向上計画」を策定し申請を行った。

こうした取組を円滑に進めていくため、平成 19 年度、新たに「彦根市文化財保護基金の設置、管理および処分に関する条例」を制定して文化財保護基金を設置するとともに、平成 20 年度にはふるさと納税制度による寄附を当該基金に積み立てられるような取組も行った。

また、彦根城をはじめとする貴重な文化財を火災などの災害から守るため、平成 19 年度に彦根城の防災対策特別点検を実施した。また、平成 20 年度には、「彦根市路上喫煙の防止に関する条例」を制定したのに伴い、特別史跡彦根城跡とその隣接道路を「路上喫煙禁止地区」に指定し、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

6. 推薦に向けた課題

彦根城の世界遺産の登録に向けて、文化庁から、

- ① 世界遺産に登録されている姫路城という同種遺産があることから、姫路城との差異を明確にし、姫路城とは異なった顕著な普遍的価値を有していることを立証すること
- ② 彦根城の石垣や楽々園建造物の保存修理、玄宮園の池の浄化や護岸・園路等の保存整備がいまだ形として現れていない。彦根城跡の保存整備をさらに進展させるとともに、文化財保護体制の整備等を図ることといった課題が指摘されている。

文化庁の指摘に対して、彦根市では、

- ① 彦根城の独自性を証明するため、平成 8 年度以降、遺構・建造物・庭園そして古絵図など各調査を継続的に実施している。現在、特に力を入れているのが、石垣の悉皆調査と彦根城郭の詳細な測量調査である。共に彦根城の基礎資料となる重要な調査である。
- ② 平成 10 年度以降、彦根城の計画的な保存整備を開始した。石垣については、平成 12 年度から修理工事を継続中である。平成 21 年度に石垣の悉皆調査が終了するため、その段階で修理計画の見直しを図る予定である。名勝玄宮楽々園については、平成 17 年度より長期計画を立て、楽々園の各建造物について解体修理を実施中である。新たに今年度から玄宮園の池の浄化を行うため、さく井工事を実施して地下水による給水を行うとともに、周辺に存在した杜若沼や梅林を調査復元して名勝の拡大を図る予定である。また、平成 21 年度より 8 年計画で玄宮園の池の護岸整備に着手する。一方、名勝松原下屋敷については、平成 14 年度に彦根市が管理団体となり、次年度以降は公有地化に努めている。平成 21 年度には公有地化率が先行取得等により約 80 パーセントとなる予定であり、新たに庭園の整備や歴史的建造物の修理そして公開を検討していく。
- ③ 文化財保護体制については、平成 20 年度から教育委員会の中に新たに文化財部を設けて文化財保護と活用の実務を行っている。各所属に合計 16 人の専門職員を配して充実に努めている。

7. 基準の適用

- i 彦根城は、彦根山の地形や立地を活かした縄張り(防御構造)が図られているとともに、日本の近世城郭最盛期の防御技術を駆使して築城されている。また、城郭建造物は、さまざまな破風などを組み合わせて独特で優美な外観を構成しており、日本の近世城郭史上極めて美的完成度の高い建造物群である。防御施設として、また権威の象徴として、17 世紀初頭の英知を結集した城郭である。
- ii 彦根城は、天守や櫓など日本を代表する城郭建造物で構成されている。また、その城下町は 400 年前の都市計画によって計画的に町割りが見られ、城郭都市特有の「どんつき」「くいちがい」などの町割りを良好に残すなど、日本の城と城下町の典型的な姿を今日に伝えている。
- iii 防御にさまざまな工夫を凝らした城郭建築・城郭構造、書院をはじめ能舞台や茶室・庭園などで構成される御殿建築、そして、動産ではあるが彦根藩主井伊家に伝来した武器武具などの表道具、能面・能装束、茶道具、調度品、そして歴史資料などが豊富に保存されており、それらが一体となって江戸時代の大名文化の精華を明瞭に伝えることができる無二の存在である。
- iv 日本の長い城郭発達史の最盛期に築かれた天守や櫓などの城郭施設と、城主の居館としての御殿建築が共に姿をとどめるとともに、400 年前の都市計画によって新しく造られた城下町が良好に残っており、日本

の近世を代表する完成された城郭都市として顕著な見本である。

8. 真実性／完全性の証明

彦根城の天守や各櫓は、昭和 30 年代に相次いで解体調査を実施した。調査の結果、天守では墨書のある建築材が発見され、天守の完成が慶長 12 年(1607)頃であり、前身の建物が 5 階 4 重の旧天守であることが判明した。旧天守は井伊家に伝来した古文書の記載により、大津城天守を移築したものと推測される。同様に解体調査や古文書などから、天秤櫓は長浜城大手門から移築された可能性が高く、太鼓門櫓と西の丸三重櫓も移築櫓であることが明らかとなっている。御殿建築である表御殿・玄宮楽々園・松原下屋敷は、ともに井伊家に伝来した古絵図が豊富に存在し、調査の結果、各御殿の詳細な変遷が明らかとなった。表御殿は、古絵図と発掘調査の成果が明瞭に符合したことが復元のきっかけとなったもので、楽々園や松原下屋敷を描いた絵図は、建物の修復に活用されている。また、彩色豊かな玄宮園絵図など各庭園の絵図も数多く伝来しており、坪庭絵図はその希少性が注目されている。一方、城下町についても御城下惣絵図などの資料が豊富に伝来しており、現在の都市計画図との重合によって、城下町の町割りが極めて良好に残っていることが改めて確認された。同時に、城下町の建造物調査を継続的に実施しており、階層や職種によって異なる城下町の多様な歴史的建造物の実態が判明しつつある。このように、豊富に伝来する絵図資料が、城郭や御殿、さらに城下町に残る歴史的建造物などの真実性をより高める役割を担っている。

彦根城は、高度に発達した城郭構造と天守や櫓などの城郭建造物を配し、江戸時代の大名文化を髣髴とさせる御殿建築が良好な姿をとどめている。また、城下には当時の都市計画によって新たに誕生した城下町の町割りや各種の歴史的建造物が随所に確認でき、江戸時代の長きに渡って維持された日本の近世を代表する完成された城郭都市として、その完全性を証明するに十分である。

9. 類似資産との比較研究

平成 19 年度に設置した「彦根城の世界遺産登録を推進する方策を考える懇話会」において、姫路城との対比を通して、彦根城の顕著な普遍的価値の証明に取り組んでいる。

また、平成 20 年度は、松本市、犬山市とともに、(仮称)国宝四城近世城郭群研究会担当者会議を開催して、姫路城、松本城、犬山城との比較研究等に取り組んでいる。

主に、城郭建築や御殿建築、城下町の遺存状況などについて比較研究を行った。

その結果、彦根城は、姫路城同様に最盛期の城郭建築として、複合式の天守や多様な櫓が良好な姿をとどめていることを明確にした。これらの城郭建築は建築史上、あるいは美術史上高い完成度を示している。

一方、姫路城や松本城、犬山城に認められないものとして、書院をはじめ能舞台・茶室・庭園などで構成される御殿建築が存在する。上屋敷の機能を持

った表御殿が復元されており、江戸時代には槻御殿と称した玄宮楽々園と松原下屋敷の2つの下屋敷が現存している。現存する2つの下屋敷は、ともに国の名勝として往時の姿に修復整備中である。また、復元された表御殿は博物館として活用しており、彦根藩主井伊家に伝来した美術工芸品や歴史資料などが収蔵されている。美術工芸品として表道具の刀剣や甲冑などの武器・武具、文化的教養の高さを物語る茶道具、能面・能装束、調度品、書跡・絵画など5,184件があり、歴史資料として古文書など37,489件を蔵する。これらの伝来資料の中には、国宝の彦根屏風など指定物件も多く、譜代大名筆頭として大老職を5人で6回輩出するという高い格式を誇った大名家に値する質と量を備えている。博物館では、かつて表御殿で用いられたものが、そのまま展示に供されており、多くの来館者に驚嘆を持って迎えられている。こうした資料は動産であるが、御殿建築や城郭建築を荘厳するものとして一体で理解すべきものであり、総体として江戸時代の大名文化の精華を明瞭に伝えているといえよう。

また、姫路城や松本城は、城下町の面影を伝えるものが余り残っていない。犬山城の城下町には町割りや町屋は残っているが、堀や武家屋敷等の遺構はほとんど残っていない。彦根城の城下町は、幾多の災禍を免れて400年前の都市計画のあり様を示す城下町の町割りがほとんど残っており、武士・町人などの階層や寺院、あるいは職種によって異なる特有の建造物が処々に遺存している。こうした建物に対する市民の愛着は強く、近年、官民一体となった保存運動の盛り上がりも顕著である。

彦根は、城郭建築・御殿建築・城下町の3者がともに良好な形で保存され、大名文化を機軸に日本の近世を代表する完成された城郭都市として、今日なお脈々とその歴史を継承している。

来年度からは、「彦根城の世界遺産登録を推進する方策を考える懇話会」にワーキング会議を設置して、今日までの検討内容を踏まえて、推薦書原案の素案を作成していく予定をしている。このワーキング会議において比較の視点をさらに明確にしながら、国内はもとより海外も含めた類似遺産との比較研究を行っていく予定である。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

名 称	保護の主体	保護の種別	面 積(㎡)
彦根城跡	彦根市ほか	特別史跡	488,627
彦根藩主井伊家墓所	清涼寺	史跡	6,370
玄宮楽々園	彦根市	名勝	28,723
松原下屋敷(お浜御殿)庭園	彦根市ほか	名勝	20,881
彦根城天守	彦根市	国宝	
太鼓門櫓	彦根市	重要文化財	
天秤櫓	彦根市	重要文化財	
西の丸三重櫓	彦根市	重要文化財	
二の丸佐和口多聞櫓	彦根市	重要文化財	
馬屋	彦根市	重要文化財	
千代神社本殿	千代神社	重要文化財	
長寿院弁才天堂	長寿院	重要文化財	

佐和山城跡	清涼寺・龍潭寺	史跡(予定)	平成16年度より測量調査を実施中 *平成22年度の国指定に向けて準備中
旧魚屋町	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中
善利組足軽組屋敷	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中 (市指定2件) *新たな2件について市指定を準備中
花しょうぶ通り商店街	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中
七曲がり仏壇街	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中
旧中山道高宮宿	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中
旧中山道鳥居本宿	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中
赤玉神教丸本舗	個人	重要文化財(予定)	市指定

11.緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

- ・彦根市景観計画に基づく城下町景観形成地域に指定
- ・都市計画法に基づく地区計画(本町地区)、風致地区(彦根城風致地区・芹川風致地区・雨壺山風致地区・佐和山風致地区)に指定
- ・旧中山道高宮宿周辺については、彦根市景観計画に、宿場町景観形成地域としての新たな指定を検討中
- ・善利組足軽組屋敷周辺については、都市計画法に基づく新たな地区計画の導入などを検討中

12.保存管理計画の策定状況

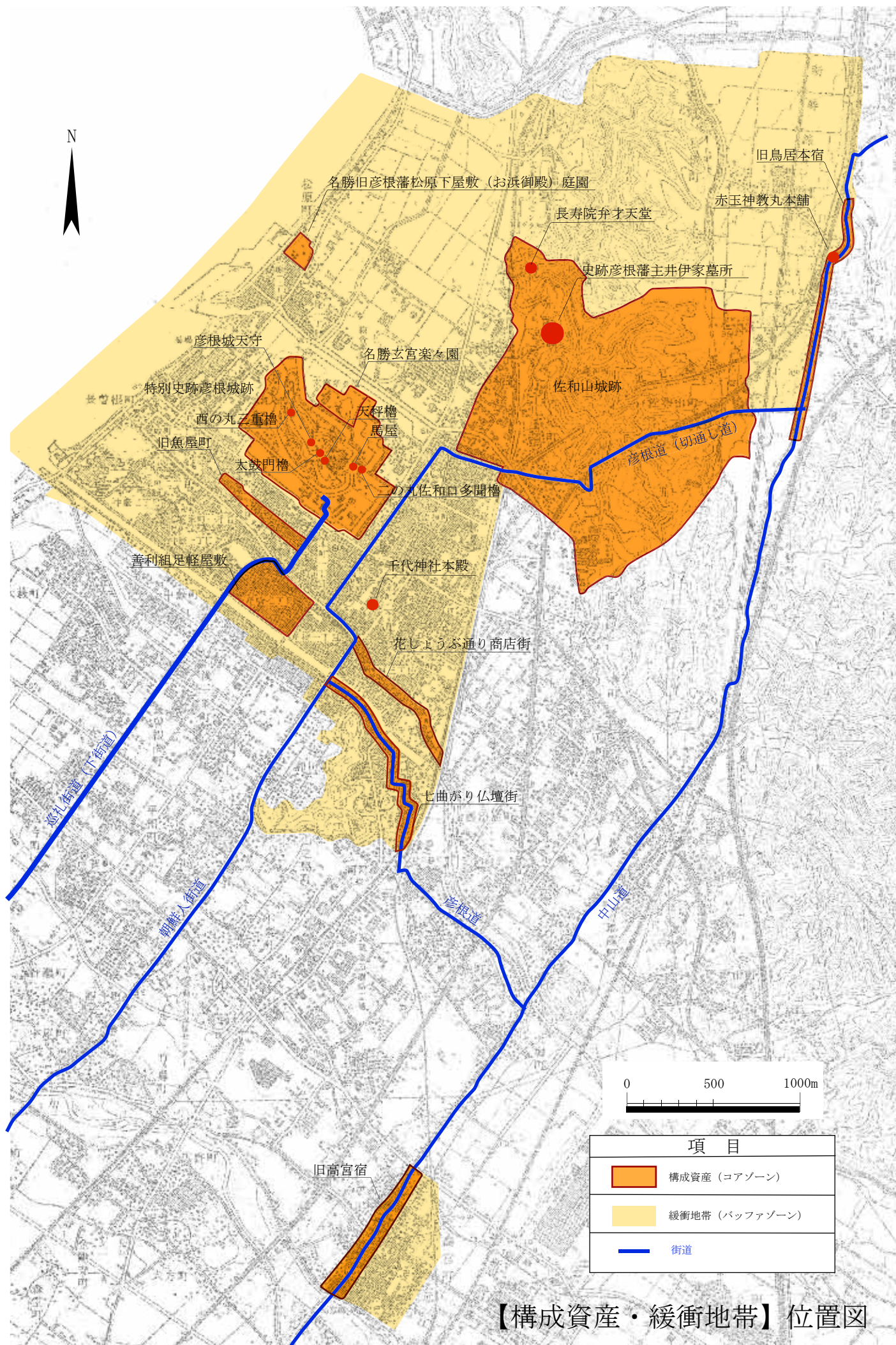
- ・「特別史跡彦根城跡保存管理計画」(昭和59年3月)
- ・「特別史跡彦根城跡整備基本計画」(平成4年6月)
- ・「名勝玄宮楽々園整備基本計画」(平成9年3月)
- ・「名勝旧彦根藩松原下屋敷(お浜御殿)庭園保存管理計画」(平成15年3月)
- ・「彦根藩主井伊家(清涼寺)墓所保存管理計画」(平成21年度作成予定)
- ・「包括的保存管理計画」(平成22年度作成予定)

13.推薦に向けた今後の準備スケジュール

平成21年度からは、「彦根城の世界遺産登録を推進する方策を考える懇話会」に具体的な実務を行うワーキング会議を設置し、世界遺産に詳しい学識者による指導・助言等を得ながら、平成22年度を目処に推薦書原案の素案作成に取り組む予定である。

推薦書原案の素案作成と併せて、類似遺産との比較研究、構成資産(コア・ゾーン)の国指定に向けた取組、個別保存管理計画の策定、包括的保存管理計画の策定、その他推薦に向けた諸課題(構成資産の保存整備等)への対応などに取り組んでいく予定である。

また、こうした取組を進めつつ国・県と協議を行い、その指導・助言等を得て、平成23年度には推薦書原案を作成し、速やかに国から推薦いただけるように取り組んでいく。



【構成資産・緩衝地帯】位置図

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称 「富岡製糸場と絹産業遺産群」

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

群馬県 沼田市・藤岡市・富岡市・安中市・下仁田町・甘楽町・中之条町・六合村

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡、建造物群 ※文化的景観の適用は無し

4. 資産の概要

わが国が世界に大きな影響を与え、世界史上に特筆されるべき最大の出来事は、産業革命を非西欧圏で最初に達成し、急速な近代化に成功したことである。わが国の産業革命の特徴は、国家による強力な指導、西欧からの先進技術導入、軽工業から重工業へという計画的進行、輸出による資金の調達、そしてその達成がきわめて短期間であった点などにある。この視点からわが国に現存する産業遺産を眺めた場合、その特徴の全てを備え、ほぼ完全な形で残っているのが本県の旧富岡製糸場である。明治5年(1872)創業の富岡製糸場がもたらした生糸大量生産は、大量の原料繭供給体制を要求した。こうして地域には繭の増産を期した特徴的な養蚕農家が群として出現し、周囲の桑畑とともに独特の地域景観が成立した。またこれに応じて、蚕の原卵(ばんらん)を供給する蚕種(さんしゅ)製造農家、風穴(ふうけつ)などの蚕種保存施設、養蚕指導の学校組織、繭や生糸の輸送にあたる鉄道施設や倉庫、絹織物業など絹産業が県内各地で高度に発達した。また明治維新により発足した「群馬県」は絹産業を積極的に振興し、全国有数の繭・生糸・絹織物生産地となる一方、その先進的な技術は国内各地に伝播した。この結果わが国は世界一の生糸輸出国となり、獲得した外貨は、産業革命を軽工業から重工業へと進展させる原動力となった。またわが国の輸出した安価良質な生糸は絹製品の大衆化を促進し、20世紀の世界の服飾文化の開花に貢献した。

このように群馬県内には、わが国の近代史のみならず世界的な一つの画期を現出させる契機となった富岡製糸場をはじめとする絹産業遺産と、独特の風土的景観がよく残存する。これらを地域的に連続した生産工程(養蚕・製糸・織物、流通)を網羅する絹産業遺産回廊たる遺産群として総体で捉え、世界文化遺産への登録を目指している。

〈構成資産一覧〉

種別	名 称	所在地	概 要
養蚕	薄根の大クワ (うすねのおおくわ)	沼田市	推定樹齢1,500年、ヤマグワでは日本一の巨木。江戸時代の17世紀にはその存在が知られていた。幹が太く姿が美しく地元では「養蚕の神」として祀られている。高木のため霜害に強く、周囲の桑園が遅霜にあった際は、その葉を実際の養蚕に用いた。
	荒船風穴 (あらふねふうけつ)	甘楽郡 下仁田町	明治39年～大正年間にかけて建設。養蚕の多回育化のため、蚕の原卵である蚕種を保存した冷蔵施設。貯蔵能力は110万枚で国内最大。旧上野鉄道を使って全国から送られた蚕種を一時保存した。石垣で築かれた大規模貯蔵穴が三基残る。

養 蚕	枋窪風穴 (とちくぼふうけつ)	あがつま 吾妻郡 なかのじょう 中之条町	荒船風穴と同様の施設。明治40年に蚕種貯蔵を開始、戦後まで使用された。貯蔵枚数は15万枚といわれ群馬県内第2位の規模。吾妻郡内の蚕種貯蔵を一手に引き受けるとともに関東各地とも取引した。貯蔵穴2基と事務所の基礎石組が現存する。
	高山社発祥の地 (たかやましゃはつしょうのち)	ふじおか 藤岡市	明治期の全国標準の養蚕法「清温育」を創設した高山社の発祥地である。高山家は中世武士団の系譜で、江戸期には名主を勤めた。明治初期に高山長五郎が清温育を発案した蚕室、母屋、付属施設と江戸期の長屋門などが、石垣が組まれた台地上の屋敷地に現存する。
	富沢家住宅 (とみざわけじゅうたく)	吾妻郡 中之条町	江戸時代寛政年間(18世紀末)の銘が記された祈祷札が残る県内最古級の養蚕農家。富沢家は街道沿いの集落の名主を勤め、養蚕はじめ運送・金融などを営んだ。木造二階建て、茅葺き、入母屋造り。桁行23.9m、梁間12.9mの大型民家。二階は蚕室で、出梁造り、茅葺き屋根の平入り正面側は全面を切り上げた平かぶと造りである。
	赤岩地区養蚕農家群(あかいわちくようさんのうかぐん)	吾妻郡 く に 六合村	明治期の出梁形式の養蚕農家群十数棟を含む養蚕農家数十棟が良好な状態で現存。更に小屋・蔵・石垣等で構成される屋敷地、宗教施設の配置、周囲の農地・森林・山並みなど、江戸時代から現代までの山間地における養蚕農家集落の景観を保持。
製 糸	旧甘楽社小幡組倉庫 (きゅうかんらしゃおぼたぐみそうこ)	甘楽郡 甘楽町	在来的な製糸法である座繰製糸を改良した組合製糸の遺構。小幡・上野(うへの)地区などの養蚕製糸農家が組織した甘楽社小幡組の生糸などを保管した二階建てのレンガ倉庫。大正15年建設で、養蚕農家の街並みの端に位置する。現在は町歴史民俗資料館として利用している。
	旧富岡製糸場 (きゅうとみおかせいじょう)	とみおか 富岡市	明治5年明治政府が設立した官営の器械製糸場。同26年の払下後も一貫して製糸工場として使用され、昭和62年に操業停止した。創業当初の主要建築物がほとんど残存するとともに、操業停止時の機械設備、事務所、女子寄宿舎、社宅群など付属施設も完全に残っている。
流 通	碓氷峠鉄道施設 (うすいとうげてつどうしせつ)	あんなか 安中市	明治26年に横川～軽井沢間に建設された旧碓氷線の遺構。66.7%(パーミル)の急勾配を克服するためアプト式鉄道を採用し、イギリスの技術指導を受けて建設。基本的に全ての橋梁、隧道、付属施設がレンガで建設された。旧路線敷と変電所が残存する。
	旧上野鉄道関連施設 (きゅうこうずけてつどうかんれんしせつ)	甘楽郡 下仁田町、 富岡市	旧上野鉄道は明治30年に高崎・下仁田間の軽便鉄道として開業し、地域の繭・生糸・蚕種輸送に活躍した。大正末の電化時に日本標準軌に改良された。旧路線敷に軽便鉄道時代の橋梁(下仁田町・富岡市)が、下仁田駅隣接地に繭・生糸用レンガ倉庫2棟(下仁田町)が現存する。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 取組状況

〈平成19年度〉

5月15日 文化庁調査官調査。構成資産(荒船風穴、高山社発祥の地)。

8月26日～30日 イコモスの平泉調査について同行調査。

11月2日 桐生市長が本町一・二丁目地区等について伝統的建造物群保存地区を目指すことを表明。

3月13日～14日 文化庁調査官調査。構成資産(旧甘楽社小幡組倉庫、富岡

製糸場、旧上野鉄道関連施設、荒船風穴）及び資産候補（高崎市：

^{しんまちくずいとぼうせきじょ}旧新町屑糸紡績所跡、^{いせさき}伊勢崎市：^{しまむら}島村養蚕農家群、^{きりゆう}桐生市：本町一・二丁目建造物群・織物工場群）。

3月20日 「世界遺産フォーラム」開催（文化庁・群馬県・関係8市町村共催）。
英国人研究者2名・ケニア人研究者1名と国内研究者3名を招聘。
外国人研究者による構成資産等視察も実施し、高評価を得る。

※世界遺産暫定一覧表関係市町村連絡会議を4月・10月に開催。

〈平成20年度〉

4月17日 世界遺産暫定一覧表関係市町村連絡会議開催。

6月 下旬 大澤群馬県知事がパリのユネスコ本部、世界遺産センター等を訪問し、松浦ユネスコ事務局長、近藤ユネスコ大使を表敬。

7月5日～14日 第32回ユネスコ世界遺産委員会（カタ、ケベックシティ）に職員2名を派遣し、情報収集及び広報活動を実施。あわせて米国のスミソニアン博物館とメリーランド州ロナコニング撚糸工場跡で、本県から輸出された生糸等の関係資料等を調査。

7月30日 群馬県世界遺産関係市町村長会議開催。県知事、関係8市町村長に資産候補保有3市長（高崎・桐生・伊勢崎）を交え、世界遺産登録への一層の推進努力について協議。

9月 9日 群馬県世界遺産推進連絡会議開催。県と関係8市町村及び資産候補保有3市の担当課長が今後の登録推進に向け協議。

9月29日 「桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例」施行。

※高山社発祥の地（藤岡市）、荒船風穴・枋窪風穴（下仁田町・中之条町）について、平成21年度前半期の史跡指定に向けて作業中。

※甘楽町において、旧甘楽社小幡組倉庫を含む小幡地区と隣接する上野地区の法的保存に向けて取り組みを開始。

（2）体制整備状況

①県・市町村の体制

〔群馬県〕平成19年度 企画部世界遺産推進室設置（平成16年以来の課内室が独立し体制強化）。職員1名増員（計9名）。

平成20年度 職員1名増員（計10名）。

〔富岡市〕平成20年度 組織改編。世界遺産推進部を廃し、教育委員会に「世界遺産課」、都市建設部都市計画課に「世界遺産まちづくり担当（にぎわい創出）」・「世界遺産まちづくり担当（整備保全）」の2担当を設置。

〔中之条町〕平成20年度 9月1日 教育委員会社会教育課に文化財専門職員を1名増員（教育委員会他課職員を併任）。

〔桐生市〕平成20年4月1日 総合政策部に「伝建群推進室」設置。

②連絡会議等

〈専門家・有識者委員会〉

- ・富岡製糸場世界遺産登録推進委員会(平成16年10月6日～):組織替え予定
- ・学術委員会(仮称)を今年度設置予定。

〈自治体間連絡会議〉

- ・群馬県世界遺産関係市町村長会議(県・関係8市町村・資産候補3市)
- ・群馬県世界遺産推進連絡会議(県・関係8市町村・資産候補3市)

〈部局間連絡会議〉

- ・世界遺産事務・庁内連絡会議(世界遺産推進室・蚕糸園芸課・観光国際課・都市計画課・文化財保護課)

③県内ボランティア団体との協働

- ・「富岡製糸場世界遺産伝道師協会」(H16.8発足 H20.4現在会員211名)
県主催「世界遺産伝道師養成講座」修了者の団体。年間延べ150回以上活動。

- ・「シルクカントリーぐんま連絡協議会」(H19.4設立。7団体加盟)

県内絹産業遺産のPR活動等に取り組む団体の連絡協議会。

[参加団体] 赤岩重要伝統的建造物群保存活性化委員会(六合村)、ぐんま島村蚕種の会(伊勢崎市)、高山社を考える会(藤岡市)、富岡製糸場世界遺産伝道師協会(上記)、富岡製糸場を愛する会(富岡市)、本一・本二まちづくりの会(桐生市)、よみがえれ!新町紡績所の会(高崎市)

6. 推薦に向けた課題

(1) 文化庁世界遺産特別委員会提示課題

課題①「伝統的な養蚕業及びそれに起源を持つ製糸業等がわが国の近代化において果たした役割ならびに富岡製糸場の位置付けについて、世界史的な観点からより一層の明確化が必要である。」

〈対応状況〉

これまでもTICCIH(国際産業遺産保存委員会)等を通じて国内外研究者に本県資産の情報提供を行ってきた。また、海外の産業遺産、世界遺産関係の研究者・関係者に対し、現地調査等を通じて本県資産への評価や活用への意見の聴取に意を尽くしてきた。主なものは以下の通りである。

平成17年5月 TICCIH 中間会議(名古屋)で富岡製糸場に関する発表。

平成18年1月 イギリス人研究者3名を富岡製糸場に案内。

11月 フランス人研究者2名を富岡製糸場に案内。

12月 アメリカ人研究者1名を富岡製糸場に案内。

平成19年1月 TICCIHの雑誌『Industrial Patrimony No16』に富岡製糸場の論文を掲載。

2月 イタリア人研究者1名を富岡製糸場と赤岩地区に案内

6月 TICCIH第3回繊維部会(フランス、セダン)で、絹産業遺産群構想を発表。TICCIHによる繊維産業の比較研究レポート案に国際的交流の事例として掲載される。

11月 英独仏研究者4名を富岡製糸場と碓氷峠鉄道施設等に案内。

平成20年3月 世界遺産フォーラム開催にあわせてイギリス人研究者2名・

ケニア人研究者 1 名を県内絹産業遺産等の 関連施設 8 カ所に案内。

7 月 米国スミソニアン博物館とメリーランド州の撚糸工場跡において、対米輸出された本県産の生糸等の関係資料を調査。

11 月 『TICCIH bulletin No42』に 3 月の世界遺産フォーラムの概要が紹介される。

課題②「絹産業の一部を成す絹紡績及び絹織物などの産業に関する資産をはじめ、隣接県及びその他の地域における同種の資産等への広がりを見野に入れ、それらとの比較及び構成資産としての取り込みについて検討するとともに、生糸生産に関連する集落・農地等の諸要素を見野に入れ、資産構成について検討することが必要である。」

〈対応状況〉

○絹紡績及び絹織物産業に関する資産への取り組み

絹糸紡績では旧新町屑糸紡績所(高崎市)、絹織物では桐生本町一・二丁目建造物群及び織物工場群(桐生市)が関係資産として重要と思われる。このため調査を進め、構成資産への取り込みを検討している。

こうした中、桐生市は平成 19 年 11 月には同地区の重要伝統的建造物群地区選定に取り組む旨を表明した。4 月に伝建室を設置し、9 月には「桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例」を可決した。

○隣接県及びその他の地域における同種の資産等について

隣接する長野県・埼玉県の状況について現地調査・文献調査・照会などを進めてきた。その結果長野県においては、その歴史的な特徴となる岡谷・諏訪地区の初期の水車動力器械製糸場や後年の大規模製糸場などは、そのほとんどが既に取り壊されており、現状では富岡製糸場のような顕著な歴史的遺産は現認できていない。また、埼玉県においては、本県資産の一つ高山社創

始者親族が創立した養蚕結社^{きょうしんしゃ}競進社^{さんしつ}の蚕室^{ほんじょうし}一棟の保存(本庄市)が確認されたが、この他には絹産業に関係した顕著な遺産は現認できていない。

○生糸生産に関連する集落・農地等の諸要素

既に山間地の養蚕農家集落の典型として赤岩地区を構成資産に含めている。水陸交通至便の平野部における代表例として、蚕種製造の中心地かつ群馬型近代養蚕農家建築の発祥地である島村地区(伊勢崎市)や、組合製糸旧甘楽社小幡組(倉庫が構成資産)を支えた小幡・上野地区の各養蚕農家群がいずれも良好な状態で現存しており、これら資産の保存及び構成資産への取り込みに向け、各種調査や検討を続けている。

7. 基準の適用

・登録基準への該当番号：ii、iv 及び v

ii) ユーラシア大陸の西端で起きた産業革命や近代化といった文明的価値が、工場という形式で地理的に最遠の極東に伝播し、現地で本格的に受容された最初

の例である。しかも技術は現地の在来技術と混合され、制度は従来の文化の中に包摂される中で両者が複合して、その後も継続的にわが国やアジアの産業発展や社会の近代化のモデルとなった。この点において富岡製糸場は産業革命という世界史的な価値の東西交流の原点である。さらにこの伝播の結果、日本は生糸の生産で世界一となり、その生産する安価で高品質な生糸は稀少繊維であった絹の大衆化を世界規模で促進し、20 世紀の服飾文化の発展をもたらした。

iv) 富岡製糸場は近代的「工場」が非西欧圏に自立的に建築された記念碑的建造物であり、近代産業と伝統生活の融合した独特の形式の養蚕農家群とともにアジア地域における産業の近代化の重要な段階を物語る顕著な見本である。

v) 蚕という昆虫の飼育に特化した民家群と桑畑は、平地のみならず、山間傾斜地や河川敷にも広がり、地形に応じた独特な土地利用景観を現出させた。しかし全国で養蚕が衰退する中で六合村赤岩地区などに残る養蚕農家群とその景観は非常に貴重なものになりつつある。

8. 真実性／完全性の証明

富岡製糸場と絹産業遺産群を構成する資産のすべてが基本的に、その施設が本来持つべき目的のために該当する時代に、当該の時代の技術と資材によって建築され、あるいは現出した景観である。一部の施設に見られる、後世における用途変更に伴う増改築なども、中核部分の文化財的価値を損なったり、偽物として作り直された資産はない。これらについてはほとんどの場合、建設や修理、創業等に関する文書、写真等によって証明できる。

また富岡製糸場については、1872 年の創業時から継続的に維持改良されてきた工場設備が 1987 年の操業停止段階で、全ての生産設備と従業員の寄宿や福利厚生、また管理事務にかかる設備が書類を含めて完全に残存する。また、本遺産群には製糸場に原料繭を供給した養蚕農家群、蚕種製造、養蚕教育、繭や生糸の輸送設備まで関連の大部分の遺産が網羅されている。

9. 類似資産との比較研究

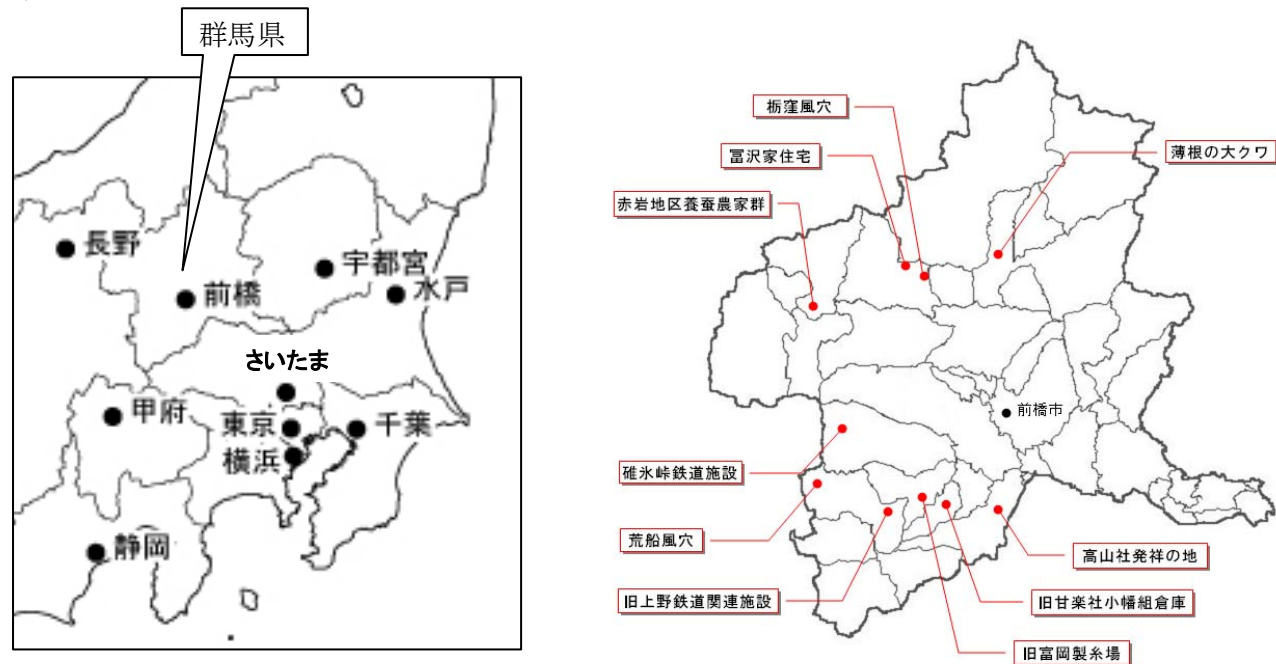
富岡製糸場は、我が国最古の本格的工場であり、国家が創った 30 数カ所の官営工場中で最大規模、かつ現在でも生産設備がほぼ完全に保存される唯一の施設である。また、関連する遺産群は、軽工業、特に絹業生産の生産工程を、原料生産から製品まで総体として網羅しており、産業遺産が地域的、生産関連的まとまりをもって存在する希有な例と考えられる。

既に登録された世界遺産の中で絹関連施設を含むのは、バレンシアのラ・ロンハ・デ・ラ・セダ（スペイン）の絹取引所、カゼルタ王宮(イタリア)の関連施設内にある絹関係の工房、リヨン歴史地区の絹織物工場、ダーベント溪谷工場群の絹撚糸工場の四件である。しかしこれらはいずれも「絹」そのものの実用生産を主題とした世界遺産ではない。このため、本件には 1)「絹」を主題とした初めての世界遺産、2) 構成要素が絹製品の製造工程を原料生産から製品まで一体的に取り込んでいる産業遺産群、3) アジア初の本格的な近代的産業遺産群、などの特徴があると考えられる。

次に、世界遺産に未登録の資産との比較については、上記 3) の観点によりアジ

アの 19 世紀の近代製糸工場を対象に文献等により調査しているが、これら諸国では西洋資本が中心となっている点が特徴と考えられる。また残存状況についても本件に匹敵する規模の近代製糸工場の情報は得ていないが、今後も引き続き調査を進めてゆく。また、西洋技術と我が国の伝統技術の東西交流という観点から、19 世紀ヨーロッパの製糸工場の状況について、TICCIH 国際会議等を通じて情報収集を行っているが、今後、海外研究者の協力を得てさらに調査を進めてゆく。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表
位置図



資産一覧

名 称	保護の主体	保護の種別	面 積	指定準備状況
薄根の大クワ	国	天然記念物	目通周囲7.97m・樹高13.65m	(指定済み)
荒船風穴	町	史跡	2,500㎡	21年度国指定作業中
栃窪風穴	町	史跡	2,500㎡	21年度国指定作業中
高山社発祥の地	未指定	—	範囲検討中	21年度国指定作業中
富沢家住宅	国	重要文化財	桁行23.973m・梁間12.947m、 平面積:310.378㎡	(指定済み)
赤岩地区養蚕農家群	国	重要伝統的建造 物群保存地区	約63ha	(選定済み)
旧甘楽社小幡組倉庫	町	重要文化財	延床面積289㎡	国指定準備中
旧富岡製糸場	国	史跡・重要文化財	55,391.42㎡(史跡)	(指定済み)
碓氷峠鉄道施設	国	重要文化財	約122,000㎡	(指定済み)
旧上野鉄道関連施設	(橋梁) 町・市	重要文化財	橋桁橋長:10m、幅:1m	国指定準備中
	(倉庫) 未指定	—	レンガ倉庫1,374.84㎡	

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

※富岡市は範囲設定作業中。その他の資産はともに設定範囲検討中。

〈適用される規制内容〉

- ・富岡市:平成20年度景観条例制定(21年度施行予定)。
- ・中之条町:景観条例制定に向けて検討を開始。

12. 保存管理計画の策定状況

〈個別構成要素に係る保存管理計画〉

- ・既策定済み:薄根の大クワ・赤岩地区養蚕農家群・旧富岡製糸場・碓氷峠鉄道施設
- ・20年度策定予定:富沢家住宅
- ・今後策定予定:荒船風穴・枳窪風穴・高山社発祥の地・旧甘楽社小幡組倉庫

〈資産全体の包括的保存管理計画〉

- ・策定準備中。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

(1) 推薦書作成準備作業(予定)

- ・平成20年度:学術委員会(仮称)を結成。
- ・平成20～22年度:推薦書作成作業。
- ・平成22年度:推薦書提出。
- ・平成23年度:イコモスによる現地調査。
- ・平成24年度:世界遺産委員会の審議・登録。

(2) 推薦書作成に向けた諸条件の整備(推薦書完成前までに整備予定)

①未指定資産に対する文化財保護法による保護措置

- ・現在指定に向けて申請作業中の荒船風穴(下仁田町指定史跡)、枳窪風穴(中之条町指定史跡)、高山社発祥の地については、平成20年度申請(21年度指定)に向けて準備中。
- ・旧甘楽社小幡組倉庫(甘楽町指定重要文化財)、旧上野鉄道関連施設(橋梁部分のみ下仁田町・富岡市指定重要文化財)については平成21年度申請・指定をめざす。

②構成資産の充実

推薦書作成までに文化審議会の課題をふまえて対応予定。

- ・未加入の資産候補である旧新町紡績所(絹糸紡績:高崎市)、島村地区養蚕農家群(蚕種製造:伊勢崎市)、桐生本町一・二丁目建造物群(織物:桐生市)のほか、旧碓氷社本社事務所(座繰製糸による製糸組合:安中市)、小幡・上野地区養蚕農家群(養蚕製糸農家群:甘楽町)なども地元自治体等へのはたらきかけを継続する。

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

富士山

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

静岡県 富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市、沼津市、三島市、清水町、長泉町、芝川町

山梨県 富士吉田市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物

遺跡(文化的景観)

4. 資産の概要

富士山は、日本を代表し象徴する日本最高峰の秀麗な円錐成層火山として世界的に著名であり、日本人の自然に対する信仰の在り方や日本に独特の芸術文化を育んだ「名山」である。時代を超えて、一国の文化の諸相と極めて深い関連性を示し、生きた文化的伝統の物証であるのみならず、人間と自然との良好で継続的な関係を示す景観の見本として、世界的にも類例を見ない顕著な普遍的価値を持つ山岳である。

富士山は有史以前から噴火活動を続けてきた標高3,776mの円錐形の独立成層火山であり、その山体は南の駿河湾の海浜にまで及び、海面からの実質的な高さは世界的にも有数である。

その力強く秀麗な姿は人々に神聖なる気持ちを喚起し、古代から現代に至るまで、時代を超えて信仰の対象となってきた。山腹及び山麓には神社・登山道・巡礼地等が形成され、山体と一体となった比類のない文化的景観を形成した。山体のうち、5合目以上の砂礫地は「焼山」と呼ばれて特に神聖視され、山麓に分布する湖沼・湧水、火山活動により形成された独特の地形などは、富士信仰の霊地として重要な役割を果たしてきた。日本独特の山岳民衆信仰に基づく登拝・登山の様式は現在でも命脈を保ち、特に夏季を中心に訪れる多くの登山客とともに富士登山の特徴を成している。このように、富士山は、日本人の自然に対する信仰の在り方に関連して、山に対する固有の文化的伝統を表す物証及び人間の山に対する景観認知の在り方を示す顕著な見本となっている。

また、富士山の秀麗な姿は古くから芸術活動の対象となり、その結果生み出された『万葉集』の和歌などの文学作品や『浮世絵』などの優秀で独特の絵画作品は、日本国内のみならず海外にも広く知られ、様々な影響を与えてきた。それらの作品群は、地球上の特定の地域において独特の文化的伝統が形成・発展するのに当たり、富士山が重要な源泉となった極めて強力な関連性であることを示している。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

静岡県・山梨県合同

<連携会議等>

- 静岡県、山梨県、地元関係18市町村で構成する「富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議」を設置し、相互連携のもと登録条件の整備や普及啓発活動等の登録推進事業を実施している。(平成17年12月設置)

<有識者等による委員会>

- 「静岡県学術委員会」・「山梨県学術委員会」(委員各10名)(平成18年5月設置)
- 「二県学術委員会」(委員11名)(平成18年6月設置)
- (両県合同会議と学術委員会との関係についてはP. 3組織図参照)

静岡県

<県担当部局>

- 「富士山世界文化遺産登録庁内プロジェクトチーム」発足(平成17年9月)
- 「世界遺産推進室」を設置(生活・文化部)
(平成18年4月) 専任職員7名(うち併任2名、市から派遣1名) 兼務職員4名
- 「世界遺産推進室」(部局の組織改変により、県民部)
(平成19年4月) 専任職員8名(うち併任3名、市から派遣1名)、兼務職員4名
(平成20年4月) 専任職員13名(うち併任8名、市から派遣1名)、兼務職員4名

<市町担当部署>

- 関係11市町(富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市、沼津市、三島市、清水町、長泉町、芝川町)は、企画担当部署と教育委員会文化財保護行政担当部署が所管
※3市3町(静岡市、沼津市、三島市、清水町、長泉町、芝川町)は、平成19年度から参加。

<連携会議等>

- 静岡県庁内組織として、知事、副知事及び部局長で構成する「静岡県世界文化遺産登録推進本部」を設置し、登録に向けた施策の調整を行っている。(平成17年10月設置)
- 地元関係自治体との連携組織として、知事及び関係市町長で構成する「静岡県世界文化遺産登録推進協議会」を設置し、登録に向けた各種事業を実施している。(平成17年11月設置)
- 県保存管理計画策定にあたり、庁内課室との情報の共有・連絡調整を図るため、静岡県保存管理計画検討庁内連絡会議(委員:庁内関係課室長24名)を設置した。あわせて、市町担当者や構成資産の関係者等からなる協力者部会を今年度中に設置する。

山梨県

<県担当部局>

- 「富士山世界文化遺産登録庁内プロジェクトチーム」発足(平成17年9月)
- 「企画部」に「世界遺産推進課」及び「富士北麓分室」を設置
(平成19年4月)専任職員10名 兼務・併任職員7名

(平成 20 年 4 月)専任職員12名 兼務・併任職員11名

<市町村担当部署>

○関係7市町村(富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、西桂町、身延町)は、企画担当部署と教育委員会文化財保護行政担当部署が所管

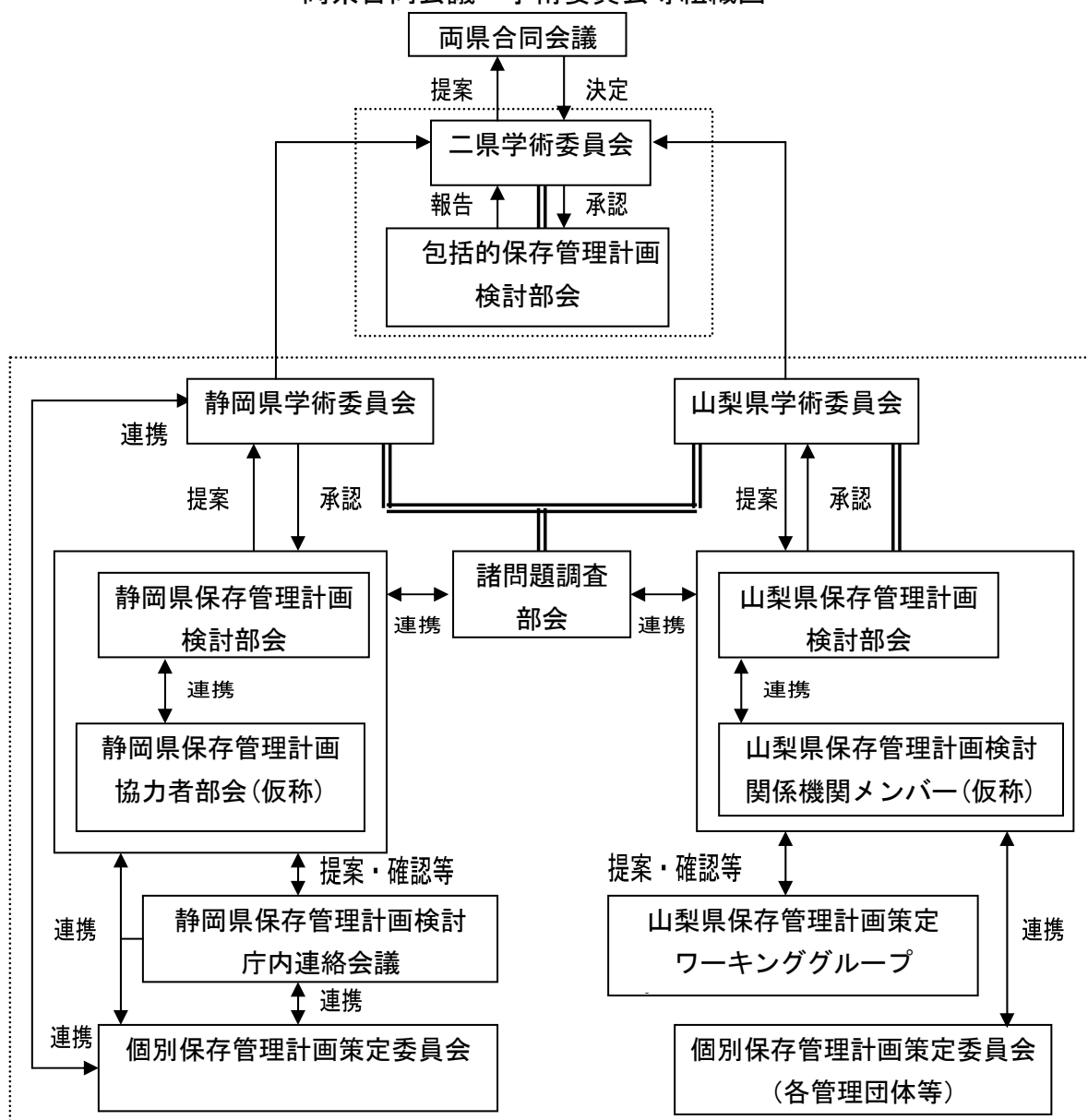
<連携会議等>

○山梨県庁内組織として、部局長で構成する「「富士山世界文化遺産登録」山梨県推進本部」を設置し、登録に向けた施策の調整を行っている。(平成 17 年 10 月設置)

また、富士五湖を構成資産とするための課題解決のため関係課からなる「富士五湖構成資産研究庁内プロジェクトチーム」を組織し、関係町村の支援を行っている。(平成 19 年 8 月設置)

○地元関係自治体との連携組織として、知事及び関係市町村長で構成する「「富士山世界文化遺産登録」山梨県推進協議会」を設置し、登録に向けた各種事業を実施している。(平成 17 年 11 月設置)

両県合同会議・学術委員会等組織図



6. 推薦に向けた課題

○共通課題

ア. 国内外の同種資産との比較研究

学術委員会において類似資産の絞込みを行い、比較対象とすべき資産を選定した。昨年度から両県が協同・分担して、アジア・太平洋地域の類似資産について現地調査を行い、比較研究を進めている。

イ. 構成資産に過不足がないか否か再確認

現在、両県共通4件・静岡県側25件・山梨県側37件の合計66件が、学術委員会において構成資産候補として選定されている。完全性を満たすために必要な構成資産を過不足なく取り込めるよう、地域住民や所有者などと調整を行っている。また、海外専門家による助言を得て、富士山の重要な要素と考えられる「信仰」と「芸術性」の観点から調査・検証を進める。

ウ. 重要文化財等への指定(選定)又は追加指定(選定)

文化財について、現地調査を実施し、文化庁からの助言・指導のもと、指定に向けての検討や準備作業を進めている。

エ. 包括的保存管理計画策定

学術委員会のもとに包括的保存管理計画検討部会を設けて検討を進めている。構成資産の適切な保存管理や周辺環境を含めた一体的な保全などの基本方針を決定し、今年度は基本方針を具体化する方策などを検討している。

オ. 個別の文化財について保存管理計画策定

構成資産候補について、市町村と密に連携をとりながら、保存管理計画の策定や見直しを進めている。

○富士山固有の課題

①富士山の顕著な普遍的価値を構成する諸要素の構成資産への取り込み

静岡県では、山麓の独特の土地利用について、「富士裾野の土地利用」という広い観点で、現状を確認・把握するための基礎調査を実施し、検討を行ってきた。国際シンポジウム・意見交換会における海外専門家からの助言を受け、評価基準(v)については除外することとしたため、構成資産への取り込みは行わないものとする。

山梨県では、山麓の湖沼・湧水や芸術作品の源泉となった展望地点などについて、構成資産候補に選定し、その価値について検討している。

②遺産保護に負の影響を与える可能性のある様々な事柄の解決

学術委員会に諸問題調査部会を設置し、負の影響を与えられとされる事項について検討を行っている。

○その他の推薦に向けた課題

・バッファゾーンの設定

構成資産が多く広範囲に及び様々な調整等が必要となるが、適切なバッファゾーンの設定に取り組んでいる。

7. 基準の適用

- iii : 富士山の山体とその周辺の地域には、宗教的な儀礼・活動の場となった神社、参詣の道及びその沿道に分布する関連遺跡群、霊地となった溶岩洞穴、巡礼地となった湖沼・湧水地などが残されている。そこでの儀礼や活動を通じて、人々の生活の中に富士山に対する信仰の核心が継承されている。富士山は、日本を代表し象徴する最高峰として老若男女を問わず憧れ親しむ「名山」であり、時代を超えて継承された山に対する固有の文化的伝統を顕著に表わす物証である。
- iv : 富士山は、山体・樹叢・湖沼などの自然環境を基盤として、富士信仰に関連して造営された神社建築群・登拝道などから成る文化的景観である。時代を越えて継承された日本独特の自然に対する信仰形態に基づき、人間と山との精神的な関係を表す景観及び人間の山に対する景観認知の在り方を示す顕著な見本である。
- vi : 富士山の形姿が醸成する優秀な景観美は、古くから日本固有の和歌に詠まれ、『浮世絵』などの絵画の対象となったのみならず、日本庭園のモチーフとしても象徴的に再現されるなど、様々な芸術・造形活動の母胎となってきた。それらの作品群は、日本国内のみならず海外にも広く知られ、様々な影響を与えてきた。また、山岳民衆信仰に基づく登拝活動が普及する過程では、富士山を遙拝するための縮小模型として、各地に多くの「富士塚」が造営されたのをはじめ、富士山とよく似た秀麗な形姿を持つ各地の独立峰が「富士」の呼称の下に喧伝された。このように、富士山は、日本文化の独自性を表す様々な芸術・造形活動の所産や信仰上の物証との極めて強力な関連性を持っている。

8. 真実性／完全性の証明

構成資産候補の多くは、文化財保護法によって手厚く保護されており、現在でも当時の姿を残している。特に、中腹以上とこれに連なる登山道等が国の特別名勝に、富士山本宮浅間大社と北口本宮富士浅間神社の社殿が国の重要文化財に指定されているほか、富士山を遠望する観賞地点である三保松原なども名勝に指定されている。また、富士信仰とのつながりがある船津胎内樹型などは天然記念物に指定されている。これらの文化的要素の価値は、保存修理事業などによって確実に伝達されている。

さらに、広く国立公園に指定されているほか、富士山の森林の多くは国有林や県有林として保護・管理されており、文化的景観の諸要素と性質に関する真実性は十分に保持されている。

また、信仰の核心部である五合目以上の登拝のルートは、現在も登山道として利用され、登山道周辺の遺跡や山麓の歴史的建造物、さらに絵画等の芸術を生み出す場となった展望地も現存し、信仰等の基礎となった自然環境も良好な状況で残っている。

富士講等の信者による登拝は現在も行われているとともに、富士山に特別な思いを持って多くの人々が登るなど、信仰登山は形態を変えつつも今日に継承されている。また、富士山信仰に係わる民俗行事・芸能も各地域に残っており、富士山の文化的景観としての完全性は十分に保持されている。

9. 類似資産との比較研究

「アジア・太平洋地域における信仰の山の文化的景観に関する専門家会議」において定義された「聖なる山」などのうち、国内外で比較対象に該当すると思われる山について比較分析を行っている。

アジア地域 泰山、黄山、蘆山、武夷山など(以上中国)、
南山、ハルラ山(以上韓国)ほか
太平洋地域 トンガリロ(ニュージーランド)、
ウルル、カタ・ジュター(オーストラリア)

比較にあたっては、形状や成立過程などの地質的側面はもちろん、宗教的特徴(信仰の形態・内容)、芸術への影響、人との関わり、物理的特徴などを軸に研究している。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

両県共通

指定名称等	保護主体	保護の種別	面積	備考
富士山	国	特別名勝(一部)	約 6,568ha(指定範囲)	
お鉢巡り	—	特別名勝指定地内	—	
御中道	—	特別名勝指定地内	—	
側火山群	—	未指定	—	◎

静岡県

指定名称等	保護主体	保護の種別	面積	備考
万野風穴	国	天然記念物		
駒門風穴	国	天然記念物	約 0.4ha	
印野の熔岩隧道	国	天然記念物	—	
白糸の滝	国	名勝及び天然記念物	約 7.2ha	
湧玉池	国	特別天然記念物	約 6.3ha (富士山本宮浅間大社境内地)	
楽寿園(小浜池)	国	天然記念物及び名勝	約 2.6ha (内小浜池約 0.5ha)	
柿田川	—	未指定	約 3.3ha(柿田川公園)	◎
鮎壺の滝	県	天然記念物		
五竜の滝	県	天然記念物		
千居遺跡	国	史跡		
大鹿窪遺跡	国	史跡		
富士山本宮浅間大社(境内地)	—	未指定(重要文化財 1 件、社殿 5 棟が県指定有形文化財)	約 6.3ha (境内地)	◎
山宮浅間神社	市	史跡	約 1.0ha(境内地)	

山頂信仰遺跡 (富士山本宮奥宮を含む)	—	特別名勝指定地内		
村山浅間神社	—	未指定	約 2.2ha (境内地)	◎
村山浅間神社境内水垢離場	—	未指定	—	
大宮・村山口登山道	—	一部特別名勝指定地内		
人穴富士講遺跡	市	史跡	約 1.9ha (人穴浅間神社境内地)	
人穴浅間神社	—	市指定史跡内	約 1.9ha (境内地)	
須山浅間神社	—	未指定	約 0.4ha (境内地)	
富士浅間神社(須走浅間神社)	町	有形文化財	約 1.5ha (境内地)	
須走口登山道	—	一部特別名勝指定地内	—	
須山口登山道	—	一部特別名勝指定地内	—	
三保松原	国	名勝	約 254ha	
日本平	国	名勝	約 200ha	

山梨県

指定名称等	保護主体	保護の種別	面積	備考
神座風穴附蒲鉾穴および眼鏡穴	国	天然記念物	約 0.7ha	
鳴沢氷穴	国	天然記念物	約 0.2ha	
大室洞穴	国	天然記念物	約 0.7ha	
竜宮洞穴	国	天然記念物	約 0.6ha	
西湖蝙蝠穴	国	天然記念物	約 2.3ha	
本栖風穴	国	天然記念物	約 1.7ha	
富岳風穴	国	天然記念物	約 1.3ha	
富士風穴	国	天然記念物	約 1.1ha	
吉田胎内樹型	国	天然記念物	約 5.8ha	
船津胎内樹型	国	天然記念物	約 8.2ha	
富士山原始林(含青木ヶ原樹海)	国	天然記念物	—	
北口本宮富士浅間神社	—	特別名勝指定地内	—	○
北口本宮富士浅間神社(本殿)	国	重要文化財	約 86.4 m ² (軒面積)	
北口本宮富士浅間神社(東宮本殿)	国	重要文化財	約 31.1 m ² (軒面積)	
北口本宮富士浅間神社(西宮本殿)	国	重要文化財	約 63 m ² (軒面積)	
富士御室浅間神社	町	史跡 (2 合目本宮境内)	—	
富士御室浅間神社 (本殿)	国	重要文化財	約 31.4 m ² (床面積)	
吉田口登山道	—	特別名勝指定地内	—	
船津口登山道	—	特別名勝指定地内	—	
鎌倉往還	—	一部特別名勝指定地内	—	
鳴沢の熔岩樹型	国	特別天然記念物	約 1.2ha	
忍野八海	国	天然記念物	約 0.2ha	

山中湖	—	未指定	—	◎
河口湖※	—	未指定	—	
西湖※	—	未指定	—	
精進湖※	—	未指定	—	
本栖湖※	—	未指定	—	
本栖湖の展望地※	—	未指定	—	
小佐野家住宅(主屋・蔵)附家相図 1 枚	国	重要文化財	約 0.1ha (敷地)	
躑躅原のレンゲツツジおよびフジザクラ群落 *	国	天然記念物	約 157.6ha	
山中のハリモミ純林 *	国	天然記念物	約 56.7ha	
旧外川家住宅 主屋 離座敷 中門	県	有形文化財	約 0.2ha (敷地)	◎
河口浅間神社	—	未指定	約 1.5ha (境内地)	
河口浅間神社(本殿)	町	有形文化財	—	
河口浅間神社の七本杉	県	天然記念物		
忍草富士浅間神社本殿と棟札	村	有形文化財		
北口本宮富士浅間神社(拝殿、幣殿)	市	有形文化財		
三ッ峠山	—	未指定		
三国峠	—	未指定		
フジマリモ *	県	天然記念物		
御坂峠(((鎌倉街道(御坂路))・御坂城)の展望地	町	史跡		
天下茶屋および太宰治文学碑周辺の展望地	—	未指定		
十二ヶ岳	—	未指定		
竜ヶ岳	—	未指定		
甲斐金山遺跡 中山金山 *	国	史跡		

注 1) 指定名称等欄の記号

※ 河口湖、西湖、精進湖及び本栖湖とその展望地については、山梨県推進協議会の決定を受けて正式に構成資産候補になる見込みである。

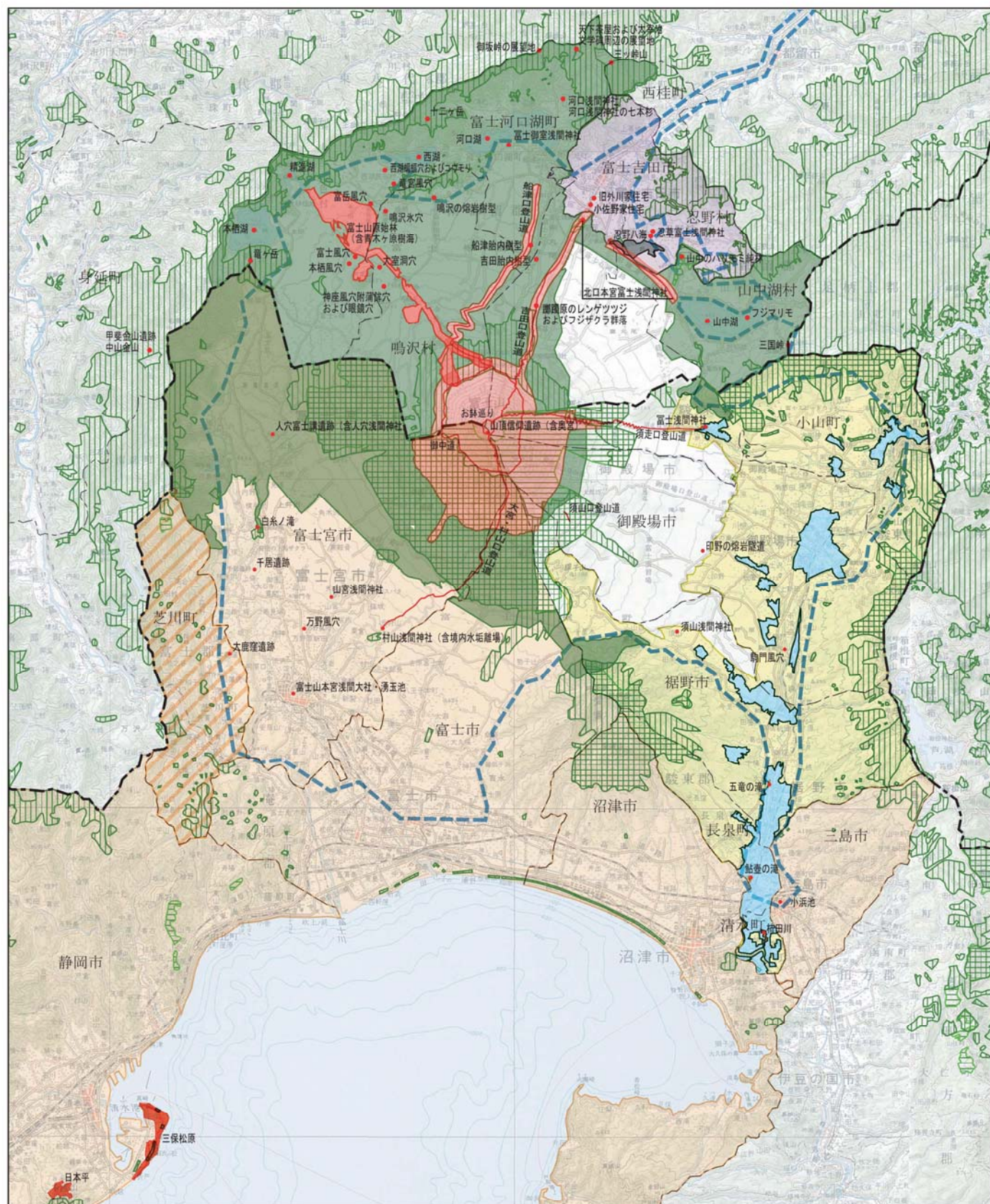
* 躑躅原のレンゲツツジおよびフジザクラ群落、山中のハリモミ純林、フジマリモ及び甲斐金山遺跡中山金山については、山梨県推進協議会の審議を経て正式に構成資産候補から除外される見込みである。

注 2) 備考欄の記号

◎ 国指定に向けて調査中

○ 境内地については国指定に向けて調査中

構成資産候補位置及び法規制等重ね図



凡例

- 国立公園区域 (富士宮市・御殿場市・裾野市・小山町・富士市・富士吉田市・身延町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町)
- 国立公園区域以外で緩衝地帯を検討すべき地域 (富士吉田市・忍野村・富士河口湖町)
- 景観法の対象地区 (富士宮市・三島市・沼津市・富士市・静岡市)
- 森林法 保安林
- 森林法 国有林
- 風致地区 (忍野村)
- 市街化調整区域 (静岡県の景観法対象地区以外)
- 土地利用事業指導要綱等での対応を検討すべき地区 (御殿場市・清水町・長泉町・裾野市・小山町)

- 構成資産候補 (特別名勝富士山/富士箱根伊豆国立公園)
- 構成資産候補
- 構成資産候補 (登山道・道)
- 構成資産候補 (天然記念物富士山原始林(含青木ヶ原樹海))
- 富士山の火山噴出物の範囲
- 県 境
- 市町村 境



SCALE 1:200,000

20km



11. 緩衝地帯(バッファ・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

- ①富士山に対する信仰の核心部を成す五合目以上の区域については、登拝道及び御中道などの参詣の道からの眺望が阻害されることのないように、周囲に適切な範囲の緩衝地帯を設定する。
- ②山腹・山麓に分布する神社、信仰関係遺跡、湖沼・湧水の沿岸、展望地点等の構成資産からの山体・山頂への展望が阻害されることがないように、個々の構成資産の周囲に適切な範囲の緩衝地帯を設定する。
- ③緩衝地帯の範囲は、個々の構成資産の規模・形態・立地に応じて定めることとし、必要に応じて複数の構成資産を包含する緩衝地帯の範囲について検討する。
- ④既定の法律等による規制は、緩衝地帯の保全の基本的な仕組みとして十分であると考えられる。ただし、構成資産の立地・周辺環境によっては、緩衝地帯の追加的な規制方法について検討する。

12. 保存管理計画の策定状況

○個別構成要素に係る保存管理計画の策定状況

特別名勝富士山	静岡県	平成 18 年	静岡県教育委員会策定
	山梨県	昭和 53 年	山梨県教育委員会策定
		(平成 11 年、平成 18 年改定)	
天然記念物山中のハリモミ純林		平成 13 年	山梨県山中湖村策定
名勝及び天然記念物白糸の滝		昭和 63 年	静岡県富士宮市教育委員会策定
名勝三保松原		平成元年	静岡県清水市教育委員会策定
		(平成 4 年一部改定)	
名勝日本平		昭和 58 年	静岡県清水市教育委員会策定
		(平成元年改定、平成 16 年から第 2 回改定作業中)	
史跡甲斐金山遺跡 中山金山		平成 19 年	山梨県身延町策定

※上記以外の構成資産候補について、静岡県では今年度中に湧玉池と小浜池の保存管理計画を策定する。山梨県でも、北口本宮富士浅間神社や船津胎内樹型などの保存管理計画策定に着手している。

○資産全体の包括的保存管理計画の策定状況

二県学術委員会の下に包括的保存管理計画検討部会を、各県学術委員会の下に各県保存間管理計画検討部会を設置し、策定を開始している。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

(1)目標 必要な作業を進め、早期の登録を目指す。

(2)想定スケジュール

作業内容		19年	20年	21年	22年	23年～
暫定リスト登載		○				
○推薦書素案作成		○	○	○	○	
○共通課題						
・類似資産との比較研究	(課題ア)	○	○	○		
・資産(コア)の再確認	(課題イ)	○	○	○		
・資産(コア)の国文化財指定等	(課題ウ)	○	○	○	○	
・包括的保存管理計画の策定	(課題エ)	○	○	○	○	
・個別の保存管理計画の策定	(課題オ)	○	○	○	○	
○富士山固有の課題						
・湖沼・湧水、展望地	(課題①)	○	○	○	○	
・富士裾野の土地利用	(課題①)		○			
・諸問題の検討	(課題②)	○	○	○	○	
○その他の推薦に向けた課題						
・バッファゾーンの検討、設定、条例制定		○	○	○	○	
推薦書提出、イコモス調査					○	○
世界文化遺産登録						○

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

奈良県、明日香村、桜井市、橿原市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡

4. 資産の概要

「飛鳥・藤原」は「日本」のはじまり、「日本」誕生の記憶である。

「日本」という国号、「天皇」の称号のはじまりに象徴される日本の政治、宗教・思想、経済、技術、文化芸術の成り立ちを解明する6世紀末から8世紀初頭の宮殿、寺院、古墳等の遺跡群であり、地下に良好な遺構として存在するこれらの資産は、東アジア諸国との我が国の歴史上、類を見ない豊かな交流のなかで、新たな国づくりが行われるとともに、世界宗教である仏教の受容等、今に至る精神文化の水脈がここに発したことを証明するものである。

「文物の儀、是に備れり」(「続日本紀」大宝元年正月元日条)

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

<取り組み状況>

平成19年	1月	世界遺産暫定一覧表記載
	10月	世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会設立
平成20年	3月	第1回専門委員会
	5月	資産の完全性の確保に関する検討会(3回開催) (奈良文化財研究所、橿原考古学研究所、市村)
	6月	第1回サポート会議 (地域住民との協働事業)
	8月	第2回専門委員会
	〃	第2回登録推進協議会
	9月	第2回サポート会議
	10月	世界遺産講演会(講師:モンペリエ大学パシヨン教授)
	12月	第3回サポート会議

<体制>

① 登録推進協議会

(会長：知事 副会長：明日香村長、橿原市長、桜井市長 委員：県及び市村教育長 他関係課長 事務局：奈良県文化課)

ワーキング会議

(事業内容に関する検討会。県及び市村関係課長により構成)

② 専門委員会

(考古学、古代史、都市史、都市計画・景観、地域づくりに関する学識者による委員会)

③ サポート会議

(NPO、地域住民を主体とした協働事業の実施 (構成：13 団体約 50 名 事務局：明日香村))

6. 推薦に向けた課題

<個別課題への対応>

- ・「歴史的風土」について文化的景観の観点からの評価
 - 専門委員会の議論も踏まえ、古代遺跡群と現代の景観を資産とし、ひとつのコンセプトのもとで構築することが困難と判断している。バッファに存する価値としての位置づけを検討している。
- ・藤原宮跡及び大和三山の周辺地域に関する万全な保全措置
 - 既に橿原市高度地区制度により藤原宮跡から大和三山の眺望確保のための高さ規制、また景観法に基づく市全域に係る規制が行われており、当該地域における景観保全のための制度は整備されている。さらに今後、景観計画の見直し等も含めた規制強化措置が必要かどうか検討中である。

<共通課題への対応>

- ・国内外の同種資産との比較研究
 - 韓国の慶州歴史地区について、当該提案書等文献調査を実施しているところであり、平成21年2月に現地調査を行う。
- ・構成資産の過不足の検証
 - 追加する資産について、専門委員会の助言も踏まえ現在検討中であり、今年度内に資産構成を固めたい。
- ・追加指定等の構成資産の確実な保護措置
 - 暫定リスト記載資産のうち、指定地の拡大を図る資産及びその範囲については、ほぼ確定しており、地元住民への働きかけを始めている。

7. 基準の適用

- (ii) 律令制に基づく政治理念・システムがその構造と成り立ちに反映された宮都遺跡、仏教・道教等の宗教、思想が表れた寺院遺跡・古墳群等、さらに本資産群にみる建築技術、天文学等科学技術、芸術文化の反映は、中国・朝鮮半島等東アジア諸国との交流を明確に表す顕著な事例である。
- (iii) 地下の遺構のなかに本質的価値を有する本資産群は、そこに出土した木簡等の遺物と共に良好に保存され、我が国の国家制度の成り立ちと仏教の受容等今に至る精神文化の源流を記録し、証明するものである。
- (iv) 「飛鳥・藤原」は、我が国の歴史上、類を見ない豊かな国際交流のもとでもたらされた、国家の新たな始まりを解明する資産群である。
新たな国家体制が形作られる中で、はじめて建設された宮都・都市、世界宗教である仏教の受容によるはじめての寺院、その他新たな文化・技術に裏打ちされた多様な資産を有する。また、前代の文化の変容と終焉を象徴する終末期古墳群が存在する。さらに、はじめての歌集である万葉集に詠まれたこの時代の情景は、大和三山の眺望に今も偲ばれる。

8. 真実性／完全性の証明

飛鳥宮においては、後飛鳥岡本宮、飛鳥浄御原宮の構造等がこれまでの発掘成果によって明らかとなり、本格的な条坊制による藤原京に至る宮都の変遷とその歴史的意義（文化的価値）について説明できる。宮都の関連資産である漏刻、苑地、迎賓施設、工房等の遺跡もその用途、機能等真正性の条件を満たす知見がある。寺院遺跡、古墳群についても概ね証明できる状態である。

しかし、宮都及びその他の資産について、すべてが明らかになっているわけでは当然なく、諸説があり、ひとつの解釈に至らないものが多い。また、当該地は発掘調査によって日々新たな知見が生まれてくるところである。今後の発掘調査の成果及び木簡等の出土遺物や文献等の知見から十分な価値証明に努めたい。

史跡として未指定の遺跡または指定の範囲が本来の範囲に至っていない部分は必要な調査を実施し、地元住民の協力を得ながら史跡の指定または追加指定を行うことにより完全性の確保に努めたい。

9. 類似資産との比較研究

「飛鳥・藤原」は、名勝大和三山を除いてすべて史跡として地下の遺構に本質的価値を有する他に類を見ない資産構成である。その上で、宮都と

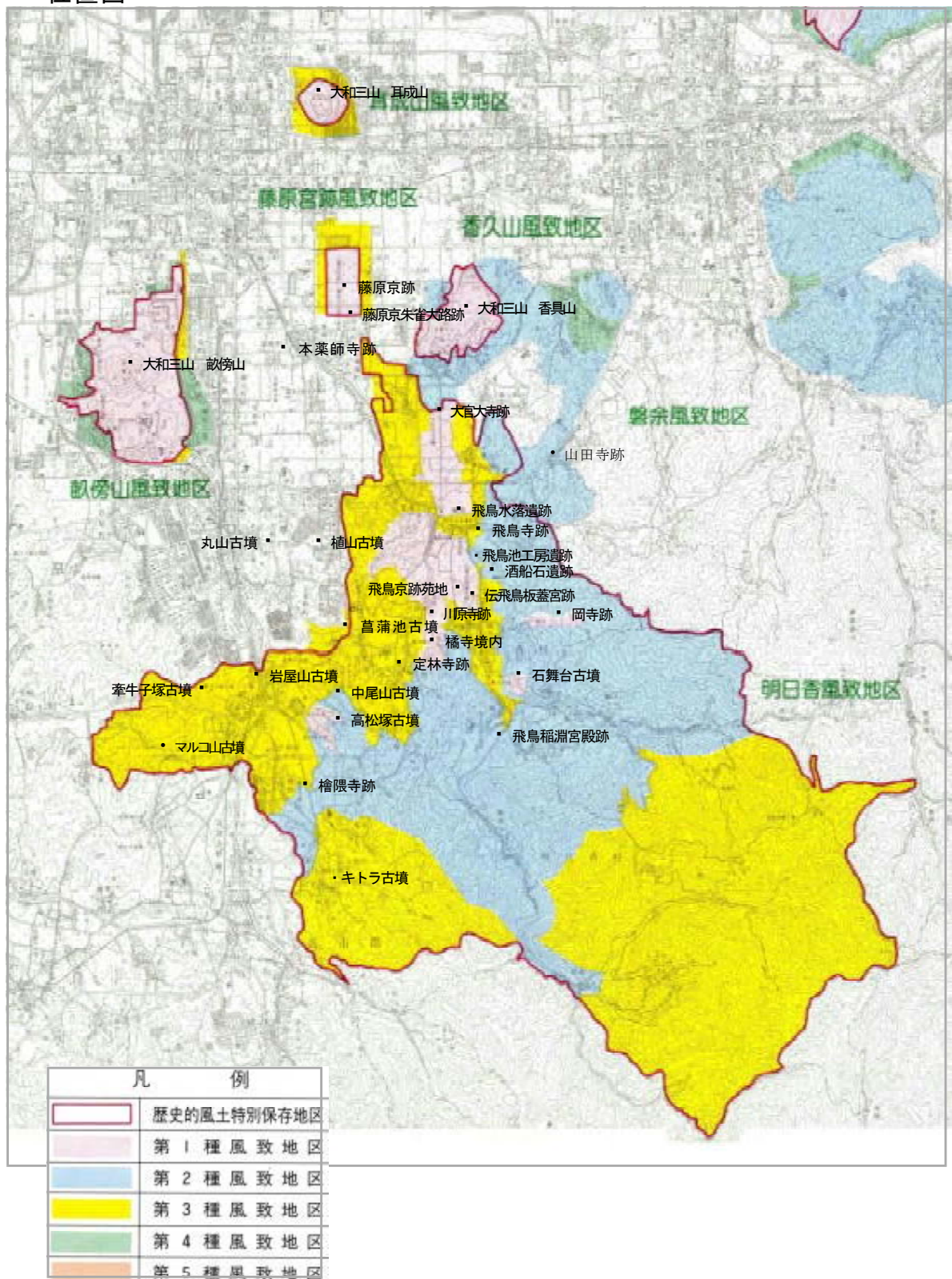
して比較検証が可能であるのは「平城宮跡」であり、古墳及び寺院跡は慶州歴史地区の資産群が対象となると考えられる。慶州については、現在、文献（提案書等）による研究を行っており、平成21年2月に現地調査を実施する。

比較検証する観点は以下のことである。

- ・ 「飛鳥・藤原」では、律令制の成立による中央集権化、官僚制度の整備に伴う古墳文化の変容と衰退が資産のなかで表れている。終末期古墳のなかに見られる古墳の規模、形態、築造に係る思想技術とその変容の過程について比較検証する。
- ・ 我が国では、仏教受容が主要氏族から始まり（氏寺建立）、朝廷による受容（官寺建立）そして鎮護国家を願う国家仏教へと変容する。また、伽藍配置等の変容が外国の影響によるものとする考え方がある。（朝鮮半島→唐） 仏教受容、伽藍配置等の比較検証を行う。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

位置図



資産の一覧

No.	名称	保護の主体	保護の種別	面積 (㎡)	備考
1	石舞台古墳	国指定	特別史跡	12,317	
2	高松塚古墳	国指定	特別史跡	913	
3	キトラ古墳	国指定	特別史跡	4,301	
4	川原寺跡	国指定	史跡	73,839	
5	大宮大寺跡	国指定	史跡	46,642	
6	牽牛子塚古墳	国指定	史跡	396	
7	中尾山古墳	国指定	史跡	987	
8	酒船石遺跡	国指定	史跡	31,464	
9	定林寺跡	国指定	史跡	17,163	
10	飛鳥寺跡	国指定	史跡	46,184	
11	橘寺境内	国指定	史跡	95,245	
12	岩屋山古墳	国指定	史跡	1,125	
13	伝飛鳥板蓋宮跡	国指定	史跡	9,308	
14	飛鳥水落遺跡	国指定	史跡	1,219	
15	飛鳥稲淵宮殿跡	国指定	史跡	12,750	
16	マルコ山古墳	国指定	史跡	2,735	
17	飛鳥池工房遺跡	国指定	史跡	19,981	
18	檜隈寺跡	国指定	史跡	7,611	
19	飛鳥京跡苑池	国指定	史跡・名勝	27,413	
20	岡寺跡	国指定	史跡	82,865	
21	山田寺跡	国指定	特別史跡	33,580	
22	藤原宮跡	国指定	特別史跡	594,428	
23	本薬師寺跡	国指定	特別史跡	18,991	
24	植山古墳	国指定	史跡	12,205	
25	丸山古墳	国指定	史跡	90,177	
26	菖蒲池古墳	国指定	史跡	99	
27	藤原京朱雀大路跡	国指定	史跡	6,097	
28	大和三山	国指定	名勝	640,483	

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

(P 5 位置図参照)

- ・ 古都保存法による規制

古都保存法（昭和41年）に基づき明日香村の全村域及び橿原市の一部が「歴史的風土特別保存地区」に指定。（明日香村は明日香法（昭和55年）に基づき、さらに第1種と第2種に区分）。住宅新築が基本的に地区指定時に宅地であり、現に存する建築物の建て替えのために行われるものに限定されるなど、建築、土地形質変更等の行為が「歴史的風土」の保存のため厳しく制限される。

- ・ 奈良県風致地区条例による規制

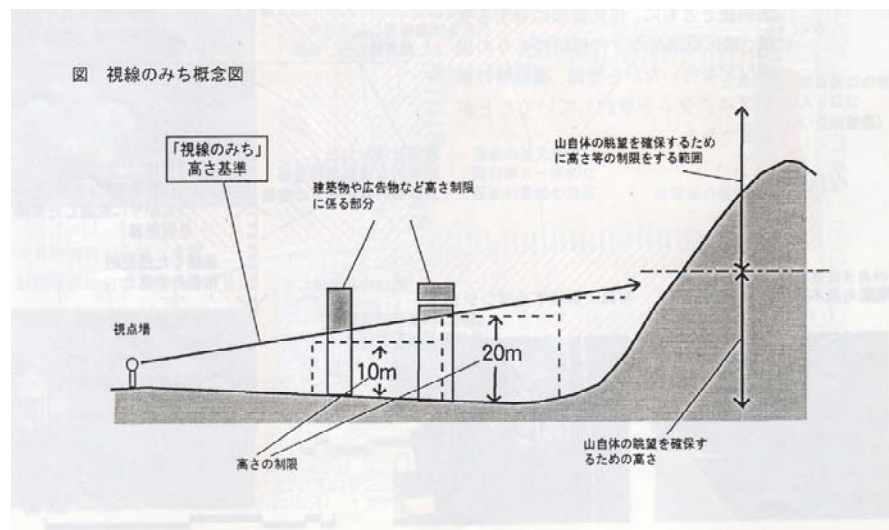
奈良県風致地区条例（昭和45年）に基づき明日香村の全村域及び桜井市、橿原市の一部が「風致地区」に指定。建築物の新築等において種別に応じて高さ、建ぺい率、緑地率等の基準や「風致保全方針」に基づく意匠、形態等の規制が行われるなど建築、土地形質変更等の行為が「周辺の風致と著しく不調和とならないよう制限される。

- ・ 橿原市景観計画、景観条例による規制

橿原市は景観法により全市域を対象とした景観計画を策定しており、古都保存法等上記規制の及ばない地域に関しても景観規制が行われている。市街地、自然、歴史的環境等地域特性に応じた景観形成方針と基準に基づき、建築物の形態、意匠、壁面等の色彩、土地形質変更の際の緑化等に係る景観誘導を行っている。さらに景観条例においては、重要な眺望景観の指定など、藤原宮跡を視点場とする大和三山の良好な眺望保全に向けた制度が設けられている。

- ・ 橿原市高度地区指定による高さ規制

藤原宮跡を視点場とした大和三山の眺望を確保するため橿原市高度地区において、下図に基づく建築物等の高さ規制が行われている。（視線のみち）



12. 保存管理計画の策定状況

(1) 個別資産に係る保存管理計画

① 明日香村

ア 現況：平成16年度に全村を対象にした史跡毎の個別保存管理計画をまとめて、史跡指定地・重要遺跡及びその周辺や周知の遺跡に分類し、保存管理区分や利活用方策も示されている。

イ 課題と対応方針：保存管理計画の見直し等協議会で検討する。

② 橿原市

ア 現況：構成資産毎の保存管理計画は未作成である。

イ 課題と対応方針：保存管理の方針、現状変更の許可及び整備活用の方針は、文化庁の意見を参考に、学識経験者等の指導、助言を得ながら、保存管理計画を作成することとしている。

③ 桜井市

ア 現況：史跡全体が国の所有であり整備も完了している。

イ 課題と対応方針：

史跡は文化庁及び奈良文化財研究所が所管しており、文化庁及び奈良文化財研究所の意向を受け保存管理計画を検討する必要がある。

(2) 包括的保存管理計画の見込

包括的保存管理計画については資産の構成、バッファゾーンの区域指定方針等を整理した上で、専門委員会での審議を踏まえ、関係機関と協議しながら策定する方向である。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

平成20年度	基本コンセプト（資産構成） 比較検証
平成21年度	史跡指定手続き（～22年度） バッファゾーン設定範囲、規制手法の検討 包括的保存管理計画の策定 個別保存管理計画の策定（～22年度） 推薦書素案の策定
平成22年度	推薦書の策定、提出 バッファに係る景観計画等改正手続き
平成23年度	イコモス現地視察 バッファ規制の運用 保存管理計画の実施
平成24年度	登録＜目標＞

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」

2. 所在地

長崎県 長崎市、佐世保市、平戸市、五島市、南島原市、小値賀町、新上五島町

3. 資産の適用種別

記念工作物、建造物群、遺跡(文化的景観を含む)

4. 資産の概要

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、アジアの東端に位置する日本にもたらされたキリスト教の4世紀に及ぶ歴史(伝来、禁教、殉教、信者潜伏を経て信者発見と信教の自由化及び教会群の再建へといった歴史)を証明する遺産群であり、一つの成熟した文化圏への外来宗教の伝来と受容の稀有な軌跡を物語る顕著な価値を有する遺産群である。

日本へのキリスト教の宣教には2度の大波があり、それらはヨーロッパの社会状況と密接に関連している。第一の波は大航海時代における非ヨーロッパ世界での宣教という宗教的熱意の高まりと宗教改革運動のうねりの中で、16世紀中葉のイエズス会による宣教であり、第二の波は社会の世俗化が進み日本の開国の気運が高まる中で、キリシタンの存続を期待していた教皇庁から日本への再布教を委ねられたパリ外国宣教会による19世紀中葉以降の宣教である。

第一の波によってキリスト教が伝来した日本では、キリスト教関連施設の建設やローマ教皇庁への少年使節団の派遣など西欧との文化交流があったが、16世紀末から17世紀初頭にかけて禁教と鎖国政策を進めた時の政権によって弾圧が強化され、その中で信仰に殉じる者も多く現れた。このような状況下で、長崎の辺境などの地に移り住んだ農漁民たちの一般信徒によって信仰はひそかに継承された。

約250年にわたる潜伏の時代の後、開国を機にキリスト教が再び宣教されるや来日した宣教師によって潜伏信者の発見がなされ、これは驚きとともに世界に伝えられた。

信教の自由を得た後、続々と建設された長崎を中心とする教会堂は、信仰を守り復活を遂げた信徒の先達に対する鎮魂と信仰の自由を勝ちえた喜びの象徴であるが、それはまた宣教師の指導のもと日本人大工の技術や創意工夫と貧しい農漁民の労力によって建てられたものである。それらの立地を含む教会堂群の総体は、日本におけるキリスト教の伝来と受容の歴史が凝縮して表現されている。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 取組状況

①国際シンポジウムの開催

- ・平成19年2月14日 長崎市
講師：パオラ・ファリーニ（ローマ大学教授） 外
- ・平成20年3月23日 長崎市
講師：ムニール・ブシュナキ（イクロム所長）
アブドゥルラスール・ヴァタンドゥスト（イラン国立文化財研究所所長） 外
- ・平成21年3月下旬 長崎市（予定）
講師：ディヌ・ブンバル（イコモスカナダ事務局長）
講師：ユッカ・ヨキレット（イコモス アドバイザー） 外

②専門家による現地視察と意見聴取

- ・平成19年2月13日：パオラ・ファリーニ（長崎市・外海地区）
- ・平成20年3月21日：イクロム所長、イラン国立文化財研究所所長
斎藤・大和筑波大学教授など（新上五島町、小値賀町）
- ・平成20年7月14日：岡田国土館大学教授（五島市）
- ・平成20年9月1,2日：稲葉筑波大学教授など（新上五島町、小値賀町）
- ・平成20年12月26日：岡田国土館大学教授（平戸市、佐世保市黒島）
- ・平成21年2月2日：クリストファー・ヤング（長崎市）

③周知・啓発シンポジウムの開催

- ・平成19年10月7日～平成20年3月25日にかけて県内5会場で実施

(2) 体制整備の状況

①県及び市町の推進体制整備

- ・県：H19.4.1 教育庁内に「世界遺産登録推進室」設置（6名体制）
H20.4.1 知事公室 世界遺産担当（新設）に業務を移管（現在8名体制）
- ・関係5市2町：平成20年4月までに、全市町において、専任組織の設置
又は専任職員の配置を実施
- ・県市町間の協議・調整会議をこれまで、10回開催

②「長崎県世界遺産登録推進会議」を開催

- ・目的：知事と関係市町長の情報共有や県市町の歩調を合わせた取組の促進
- ・会議：第1回 平成19年10月24日

③「長崎県世界遺産登録推進本部」の設置

- ・目的：知事を本部長とし、世界遺産登録推進を目的として、県庁内関係各部署の緊密な連携を確保
- ・会議：平成19年11月30日以降3回開催

④「長崎県世界遺産学術会議」の設置（委員6名）

- ・目的：推薦書内容について、学術的・専門的な立場から検討を加える
- ・会議：第1回 平成19年12月26日：当面の構成資産として35資産を検討など
第2回 平成20年3月24日：隣接県の資産の調査結果を検討など
第3回 平成20年8月3日：「平泉」に係るイコモス勧告の検討
海外の類似資産の検討など
第4回 平成20年11月30日：適合する登録基準やOUVの明確化など
第5回 平成21年2月8日（予定）

6. 推薦に向けた課題

(1) 共通課題

ア. 国内外の同種資産との比較研究を行い、本資産が持つ顕著な普遍的価値を確実に証明すること。

【対応状況】

- ・国内外の専門家との意見交換会を開催し、比較研究の視点を整理している。また、「世界遺産登録推薦書作成支援（調査研究）業務」の一環として、専門的知見を有した民間会社に調査委託し同種資産との比較研究に着手した。（調査期間：平成20年12月～23年3月）

イ. 資産全体の完全性を満たすために、構成資産に過不足がないか否か再確認すること。

【対応状況】

- ・「長崎県世界遺産学術会議」において、暫定一覧表に登録決定時の20資産に県内15資産、県外8資産を加え、43資産を選定し、現在、資産の完全性の観点から構成資産の検討を行っている。

ウ. 個別の構成資産について、重要文化財及び史跡等への指定又は追加指定、重要文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区への選定又は追加選定を行い、確実な保護の措置を講ずること。

【対応状況】

- ・暫定一覧表登録後、国指定重要文化財に2件指定された。また、県内6地区において、重要文化的景観の選定を目指し、保存調査を実施中（国補助事業）。
- ・なお、国未指定の資産については、文化庁調査官による調査が概ね終了しており、今後、文化庁からの課題解決を図りながら、順次、国指定の申請及び申出を行う予定。

エ. 資産の全体を対象とする包括的保存管理計画を定め、一体的な保全を図るべき周辺環境の範囲及びその保全手法、開発・観光等の側面から将来的に想定される資産への負の影響の防止対策、適切な公開・活用等の方針、保存管理の在り方について示すこと。

【対応状況】

- ・今後、「保存管理アクションプラン」、「活用アクションプラン」を策定し、それを踏まえた、包括的保存管理計画を策定し、適切な資産の保全と適切な公開・活用等を図っていくこととしている。

オ. 包括的保存管理計画の下に、個別の文化財について保存管理計画（史跡等の保存管理計画、重要文化財の保存活用計画、重要文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区の保存計画）を策定し又は整理すること。

【対応状況】

- ・国指定重要文化財・県指定有形文化財（建造物）の保存活用計画は、平成20年度中に策定完了予定。

- ・国指定史跡の保存管理計画は現在策定中であり、整備計画についても引き続き策定予定。
- ・重要文化的景観について、現在、国の補助を受け保存調査を実施中であり、終了後保存管理計画の策定を予定。

(2) 個別課題

ア キリスト教関連資産の文脈の下に評価が可能な隣接県の事例を資産構成に含めることについても、検討することが必要である。

【対応状況】

- ・熊本県（天草市、苓北町）、福岡県（大刀洗町）、佐賀県（唐津市）の8資産について共同で概要調査を実施するとともに、上記県市町に「長崎県世界遺産学術会議」への出席を呼びかけるなど関係県・市・町と緊密な情報交換を行い、資産の検討を進めている。

イ 信仰の基盤となった生業・生活の在り方を継承し、その後の時間的経過の中で変容を遂げた集落及び墓地等をはじめ、周辺の農地・海域までも視野に入れつつ、各構成資産の範囲について検討することが必要である。

【対応状況】

- ・現在、重要文化的景観の保存調査（国補助事業）等を通して、地域の特性や景観資源、景観構造等を調査中であり、その結果をもとに、資産の範囲や緩衝地帯の範囲を検討する。

7. 基準の適用

○評価基準 ii

大浦天主堂と長崎の辺境の地などに建設された数多くの教会堂、および史跡は、東アジアの東端に位置する日本国にもたらされた西洋のある価値観＝キリスト教が受容される過程で生じた世界史に残るドラマの舞台となった場所であり、16世紀以来の450年にわたる東西文化の交流が行なわれたことを示す点で、顕著な普遍的価値を有している。

○評価基準 iii

19世紀後期の信仰の自由化以降に長崎を中心として建設された教会堂の立地の特異性やキリスト教禁教時代に潜伏し信仰を守った集落の立地の特異性は、日本におけるキリスト教信仰のありようを特徴的に示すものである。また、現在に残る教会堂は、生活が困難であった潜伏キリシタン集落の立地場所を明示する貴重な物証となっている。

○評価基準 iv

長崎の教会堂群は、西洋の建築が、どのような過程を経て高度に発達した建築文化圏に受け入れられ、融合したかを示す好個の事例であるとともに、それらが高い造形意匠を達成している点で、キリスト教会堂という建築類型が近代の段階

でヨーロッパから最も遠い日本において独特な展開を見せた、その顕著な実例でもある。

○評価基準 vi

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、西洋文化伝播の東の終着点である極東アジアの日本におけるキリスト教宣教の各段階で生じた出来事に密接に関連し、西と東の文化の出会いに伴って引き起こされた世界史に残る出来事を伝える確かな物証として普遍的価値が高い。

8. 真実性／完全性の証明

構成資産については暫定一覧表に登録された後、隣県の資産を含め、県内全域で再検討を行い、現在、有識者で構成する「長崎県世界遺産学術会議」などにおいて精査を行っている最中である。

構成資産の精査に当たっては、資産の顕著な普遍的価値を証明するために必要であることに加え、資産の真実性や完全性の条件を満たすことを常に念頭に置いて作業を実施している。

9. 類似資産との比較研究

○東西文化交流

- ・「マカオ歴史地区」
- ・「ゴアの聖堂と修道院」
- ・「チロエの教会群」

○東西建築技術の融合

- ・「フィリピンのバロック様式聖堂」
- ・「カラパチアン山岳地帯のスロバキア地区の木造教会群」

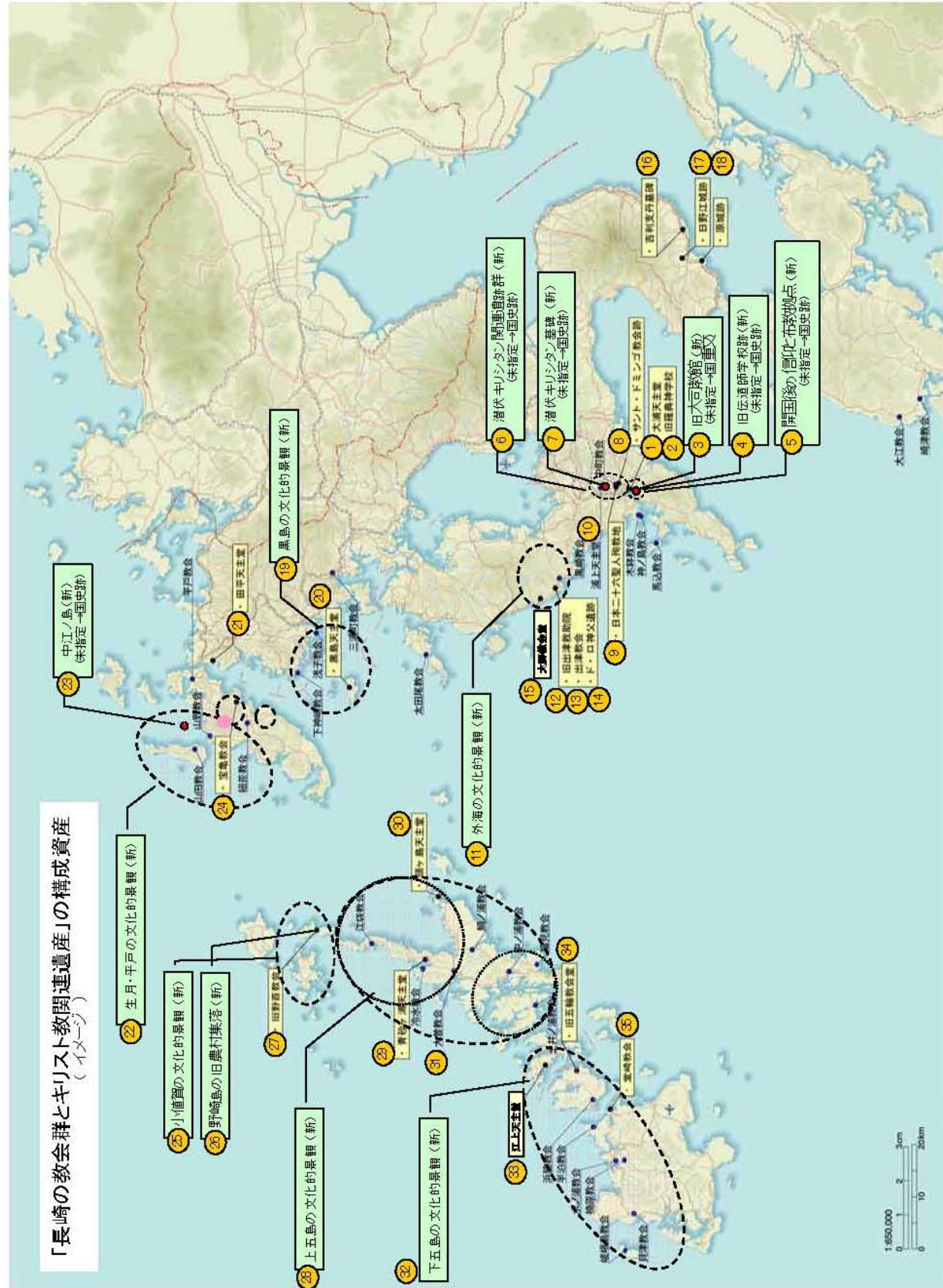
○他の宗教文化圏におけるキリスト教遺産

- ・「イランのアルメニア人修道院建造物群」

上記のような視点を踏まえ、「世界遺産登録推薦書作成支援（調査研究）業務」の一環として、専門的見地を有した民間会社に調査委託し同種資産との比較研究に着手した。（調査期間：平成 20 年 12 月～23 年 3 月）

10. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

・ 位置図



(注) 本資料は、「長崎の教会群」のコンセプトから考えられる構成資産及び構成資産のゾーニングのイメージであり、所有者・文化庁等との合意形成が図られているものではない。(H20. 4.18現在)

・構成資産候補一覧表（県内）

N0	資 産 の 名 称	保護の主体	保護の種別	面積 (㎡)
1	大浦天主堂	国	国 宝	
2	旧羅典神学校	国	重要文化財	
3	旧大司教館 (新)		未指定	
4	旧伝道師学校跡 (新)		未指定	
5	開国後のキリスト教信仰と布教の拠点 (新)		未指定	
6	潜伏キリシタン関連遺跡群 (新)		未指定	
7	潜伏キリシタン墓碑 (新)	長崎市	史 跡	
8	サント・ドミンゴ教会跡		未指定	
9	日本二十六聖人殉教地	長崎県	史 跡	5,898
10	旧浦上天主堂跡 (新)		未指定	
11	外海の文化的景観 (新)		未選定	
12	旧出津救助院	国	重要文化財	
13	出津教会	長崎県	有形文化財	
14	ト・ロ神父遺跡	長崎県	史 跡	1,574
15	大野教会堂	国	重要文化財	
16	吉利支丹墓碑	国	史 跡	20
17	日野江城跡	国	史 跡	115,992
18	原城跡	国	史 跡	411,096
19	黒島の文化的景観 (新)		未選定	
20	黒島天主堂	国	重要文化財	
21	田平天主堂	国	重要文化財	
22	生月・平戸の文化的景観 (新)		未選定	
23	中江ノ島 (新)		未指定	
24	宝亀教会	長崎県	有形文化財	
25	小値賀の文化的景観 (新)		未選定	
26	野崎島の旧農村集落 (新)		未選定	
27	旧野首教会	長崎県	有形文化財	
28	上五島の文化的景観 (新)		未選定	
29	青砂ヶ浦天主堂	国	重要文化財	
30	頭ヶ島天主堂	国	重要文化財	
31	大曾教会 (新)	長崎県	有形文化財	
32	下五島の文化的景観 (新)		未選定	
33	江上天主堂	国	重要文化財	
34	旧五輪教会堂	国	重要文化財	
35	堂崎教会	長崎県	有形文化財	

・構成資産候補一覧表(県外)

1	今村天主堂	(福岡県)	(新)	福岡県	有形文化財	
2	馬渡島教会	(佐賀県)	(新)		未指定	
3	呼子教会	(佐賀県)	(新)		未指定	
4	手取教会	(熊本県)	(新)		未指定	
5	富岡吉利支丹供養碑	(熊本県)	(新)	国	史跡	
6	南蛮寺跡	(熊本県)	(新)		未指定	
7	崎津の文化的景観	(熊本県)	(新)		未選定	
8	大江の文化的景観	(熊本県)	(新)		未選定	

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

◇緩衝地帯の設定

重要文化的景観の保存調査(国補助事業)等を通して、地域の特性や景観資源、景観構造等を調査中であり、その結果をもとに、資産の範囲や緩衝地帯の範囲を検討する。

◇景観条例等の策定

関係5市2町全てにおいて景観条例等を策定中。(平成20年度に市町が策定する景観計画の策定経費については1/2又は、1/3を県が補助する制度を新設)

◇「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」の施行(平成20年3月25日)

構成資産周辺地区を「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」、「自動販売機設置届出地区」に指定し、快適環境の保全と創造を図っている。

◇公共事業への配慮

構成資産の周辺での公共事業については、景観への配慮が必要なことから、公共事業実施部局の地方機関や本庁と市町が協議を行い、公共事業の方針を決定する。その結果、①修景が必要なもの、②修景が必要ないもの、③事業計画の見直しが必要なものに分類し、修景が必要なものについては、「長崎県公共事業等デザイン支援会議」において修景の助言を行っている。

12. 保存管理計画の策定状況

- ・建造物の保存活用計画の策定にあたっては、県から関係市町に対してモデル案を提示し、市町で策定中。国指定重要文化財、県指定有形文化財については、平成20年度中に策定完了予定。
- ・国指定史跡(日野江城跡、原城跡、吉利支丹墓碑)の保存管理計画については、南島原市が策定中(平成20年度中に、保存管理計画策定委員会3回開催予定)。また、整備計画についても保存管理計画に引き続き策定予定。県指定史跡、未指定史跡の保存管理計画は、国指定史跡に指定後、国の補助を受けて関係市町が策定予定。

- ・重要文化的景観については、現在、国の補助を受けて関係市町が保存調査を実施中であり、引き続き保存管理計画を策定予定。
- ・なお、平成 20 年度に市町が策定する個別保存管理計画の策定経費については、1/2 又は、1/3 を県が補助する制度を新設。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

区分	平成19年度	平成20年度		登録3年前	登録2年前	登録前年	登録年
推薦書の作成			国際会議・シンポジウム ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■				
構成資産の決定							
国指定・選定の促進							
保存管理計画策定							
緩衝地帯の設定							
類似資産との比較研究							